

防災センターエレベーター改修工事

通し番号	図面番号	図面名称	通し番号	図面番号	図面名称
001	共-000	表紙、図面リスト	021	B-016	エレベーター詳細図(6) 矩計図 改修後(参考図)
002	共-01, 02	営繕工事共通仕様書(1)(2)	022	B-017	エレベーター詳細図(7) ドア周囲 改修後(参考図)
003	共-03, 04	営繕工事共通仕様書(3)(4)	023	B-018	エレベーター詳細図(8) エレベーターかご 改修後(参考図)
004	共-05, 06	営繕工事共通仕様書(5)(6)	024	B-019	エレベーター詳細図(9) エレベーターかご操作板 改修後(参考図)
005	改特-01, 02	建築改修工事特記仕様書(1)(2)	025	B-020	エレベーター詳細図(10) エレベーター車椅子用かご操作板 改修後(参考図)
006	B-001	付近見取図、配置図、仮設計画図(参考)	026	B-021	概略工程表(参考)
007	B-002	平面図 1階	027		
008	B-003	平面図 2階	028		
009	B-004	平面図 3階	039		
010	B-005	平面詳細図 1階 現況・撤去	030		
011	B-006	平面詳細図 2階 現況・撤去	031		
012	B-007	平面詳細図 2階上部 現況・撤去	032		
013	B-008	平面詳細図 1階 改修後	033		
014	B-009	平面詳細図 2階 改修後	034		
015	B-010	平面詳細図 2階上部 改修後	035		
016	B-011	エレベーター詳細図(1) ピット 改修後(参考図)	036		
017	B-012	エレベーター詳細図(2) EV機械室 現況・撤去(参考図)	037		
018	B-013	エレベーター詳細図(3) 1階 改修後(参考図)	038		
019	B-014	エレベーター詳細図(4) 2階 改修後(参考図)	039		
020	B-015	エレベーター詳細図(5) 2階上部 改修後(参考図)	040		

課長	副課長	課長補佐	主査兼係長	係長	係長	課員	担当

徳島県土整備部営繕課	工事名	防災センターエレベーター改修工事	図面番号	共-000	株式会社 川建設計 1級建築士登録 第126265号 川端社一郎
	図面名	表紙、図面リスト	縮尺		

工事名：防災センターエレベーター改修工事

営繕工事共通仕様書

I. 工事概要

- 工事名称

防災センターエレベーター改修工事

- 工事場所

板野郡北島町鯛浜

<p>3. 建物概要</p>	
建物名称	防災センター
構造・規模	RC造 地上3階
敷地面積	33,543(m2)
延床面積	4,088(m2)

<p>4. 工事種目</p>	
種目	工事概要
改修工事	エレベーター改修工事

- 猛暑を考慮した工期

猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。

- 作業不能日数： 7 日間
- 観測地点：環境省が公表する四国地方_徳島_ 徳島 地点
- 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する四国地方_徳島_ 徳島 地点におけるWBGT値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉鎖した時間を算定し、日数に換算したもの(小数点以下第一位を四捨五入する。))が①の日数から着しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
- 作業不能日数の計算は「営繕工事における猛暑および熱中症対策に係る試行要領(案)」による。

- その他

- 本工事は、資材価格高騰に対する特例措置について(令和4.12.9建設第686号)に基づく特例措置の対象工事である。
- 本工事は、下請次数を制限する試行工事である。
 - 受注者は、下請次数が4次以上となる場合には、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しの提出に併せて理由書(様式第1号)を発注者に提出するものとする。
 - 受注者は、下請次数が4次以上となり、発注者からヒアリング等を求められた場合は、これに応じなければならない。

II. 営繕工事共通仕様書

- 適用基準

図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。

- 公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 令和7年版(以下「標仕」という。)
- 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和7年版
- 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和7年版
- 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) 令和7年版(以下「改標仕」という。)
- 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和7年版
- 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和7年版
- 木造建築工事標準仕様書 令和7年版
- 建築物解体工事共通仕様書(令和4年版)・同解説 令和5年版
- 建築工事標準詳細図 令和4年版(以下「標準図」という。)
- 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編) 令和7年版
- 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編) 令和7年版
- 敷地調査共通仕様書 令和4年版

また、次の図書(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)を参考とする。

- 建築工事監理指針 令和7年版(以下「監理指針」という。)
- 建築改修工事監理指針 令和7年版
- 電気設備工事監理指針 令和7年版
- 機械設備工事監理指針 令和7年版

- 優先順位

設計図書の優先順位は、次の順とする。

- 質問回答書(②から⑤に対するもの)
- 補足説明書
- 特記仕様書(営繕工事共通仕様書を含む)
- 図面
- 公共建築工事標準仕様書等

- 工事実績データの登録

① 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス(コリンズ)に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。

受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。

- 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
- しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
- 訂正時は、適宜とする。

なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。

② 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。
なお、変更時としゅん工時の間が14日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

工事名：防災センターエレベーター改修工事

- 工程表

受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後14日(土曜日、日曜日、祝日等を除く。)以内に提出すること。

- 工事の着手

受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。

なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日(特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあっては、その日)をいう。

- 施工計画書等

- 施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員の承諾を受けること。
- 上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。
- 施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。

- 下請負人の選定

- 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額(設計金額)が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するものと下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。
- 受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。(なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱(昭和58年1月18日徳島県告示第50号)第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。)
- 受注者は、下請契約を締結するときは、下請員に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。

- 施工体制台帳及び施工体系図

- 施工体制台帳の作成

受注者は、下請契約(以下の③及び④の場合を含む。)を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書(以下「施工体制台帳」という。)を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。

- 施工体系図の作成及び揭示

受注者は、下請契約(以下の③及び④の場合を含む。)を締結した場合は、各下請負者の施 工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

- 警備業者の記載

受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

- 運搬業者の記載

受注者は、土砂等を運搬する大型自動車配置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

- 施工体制台帳及び施工体系図の提出

受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。

- 再下請負通知書を提出する旨の書面の掲示

受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。

- 電気保安技術者等

- 電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。
 - 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。
 - 一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。
- 工用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。

- 施工中の安全確保

- 工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。
- 工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。

- 工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと
- 工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(令和元年9月2日付国土交通省告示第496号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号、平成14年5月30日改正)その他関係法令に従い適切に処理すること。
- 受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。

- 地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。
- 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度補修又は補償すること。

⑧ 受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。

⑨ 受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。

⑩ 受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。

⑪ 受注者は、トラック(クレーン装置付)を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。

- 休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。
- 受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。

- 受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
- 仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
- 上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階(天井)のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。
- 受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある巾木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。
- 作業にあたって労働災害、公衆災害の事故リスクと対応方法について監督員と協議すること。
- 既設配管等を破損させた場合の停電、断水等の影響範囲及び破損防止のための対策について関係者と協議すること。
- 事故により、停電、断水等が発生することを考慮し、施設休業日に作業するなど、作業日を施設管理者と協議すること。

工事名：防災センターエレベーター改修工事

1. 現場調査

① 給水管近傍の作業で給水管を破損する恐れがある場合は、給水バルブの止水状況を確認するとともに、事故による漏水に備えて直下階や近傍の重要備品について養生や移設について協議すること。

② 受注者は、工事施工中に工事的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

11. 撤去時の資機材残置の防止

足場撤去の際は、工事箇所周辺に資機材が残っていないか点検したうえで、撤去を行うこと。

12. 交通安全管理

① 輸送災害の防止

受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。

② 過積載による違法運行の防止

受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。

- 積載重量制限を超えた土砂等の積込みは行わないこと
- さし枠装備車、不表示車は使用しないこと
- 過積載車両、さし枠装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと
- 建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと
- 過積載による違法運行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある

13. 発生材の処理等

① 発生材の処理等は、次により適正に行う。

1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。
2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。

3) 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。

4) 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。

5) 解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。
6) 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。

7) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあつては、建設発生土は建設発生土搬出調書(様式3)、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。

② アスベスト

1) 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。

- 既存の分析調査結果の賞与 (あり ・ なし)
- 2) 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)1.5.1及び関係法令により行うこと。
- 事前調査は、次の者が行うこと。
(1)建築物・建築物石綿含有建材調査者(特定、一般)又はこれと同等の能力を有する者(※)

	対象となる工作物	事前調査を実施することができる者(下記のいずれか)
	<ul style="list-style-type: none">反応槽 加熱炉 ボイラー及び圧力容器 変電設備 配電設備 配管設備(建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。)	<ul style="list-style-type: none">焼却設備 貯蔵設備(穀物を貯蔵するための設備を除く。) 発電設備(太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。) 送電設備(ケーブルを含む。)
	<ul style="list-style-type: none">トンネルの天井板 プラットホームの上家 遮音壁 観光用エレベーターの昇降路の囲い(建築物であるものを除く。)	<ul style="list-style-type: none">煙突(建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。) 軽量盛土保護パネル 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板
	<ul style="list-style-type: none">上記以外の工作物(塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業に限る。)	<ul style="list-style-type: none">工作物石綿事前調査者 建築物石綿含有建材調査者(特定、一般) これと同等の能力を有する者(※)

※同等の能力を有する者とは、(一社)日本アスベスト調査診断協会に令和5年9月30日までに登録されたものをいう。

- 発注者の指示により、分析によるアスベスト調査を行う場合の費用については、監督員との協議による。その場合の分析方法は、JIS A 1481-1によること。
- 結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。
- 調査結果は3年間保存すること。
- 調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。
- 表示、掲示は次のとおり行うこと。
 - 事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。
 - 「建築物等の解体等々の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。
 - 作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。
 - 喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。

③ 建設リサイクル法通知済証の掲示

受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であつて、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの)においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出すること。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。

④ 資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。))及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下「建設リサイクル法」という。))に基づく対応は、以下のとおり行うこと。

1) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業者を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第19号)第9条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という。))において、コンクリート(二次製品を含む。)、土砂、碎石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場

に搬入する場合には、(一財)日本建設情報総合センターのコープス・プラスにより再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。

2) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業者を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第20号)第8条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、コープス・プラスにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。

2. 設計図書

設計者情報：株式会社川建設計 管理建築士 川端壮一郎 1級建築士登録第126265号

3. 現場管理

4. 品質管理

5. 安全管理

6. 環境管理

7. 労務管理

8. 関係機関

9. 関係書類

10. 関係法令

11. 関係図表

12. 関係写真

13. 関係図説

14. 関係図面

15. 関係図章

16. 関係図記

17. 関係図号

18. 関係図名

19. 関係図説

20. 関係図面

21. 関係図章

22. 関係図記

23. 関係図号

24. 関係図名

25. 関係図説

26. 関係図面

27. 関係図章

28. 関係図記

29. 関係図号

30. 関係図名

31. 関係図説

32. 関係図面

33. 関係図章

34. 関係図記

35. 関係図号

36. 関係図名

37. 関係図説

38. 関係図面

39. 関係図章

40. 関係図記

41. 関係図号

42. 関係図名

43. 関係図説

44. 関係図面

45. 関係図章

46. 関係図記

47. 関係図号

48. 関係図名

49. 関係図説

50. 関係図面

51. 関係図章

52. 関係図記

53. 関係図号

54. 関係図名

55. 関係図説

56. 関係図面

57. 関係図章

58. 関係図記

59. 関係図号

60. 関係図名

61. 関係図説

62. 関係図面

63. 関係図章

64. 関係図記

65. 関係図号

66. 関係図名

67. 関係図説

68. 関係図面

69. 関係図章

70. 関係図記

71. 関係図号

72. 関係図名

73. 関係図説

74. 関係図面

75. 関係図章

76. 関係図記

77. 関係図号

78. 関係図名

79. 関係図説

80. 関係図面

81. 関係図章

82. 関係図記

83. 関係図号

84. 関係図名

85. 関係図説

86. 関係図面

87. 関係図章

88. 関係図記

89. 関係図号

90. 関係図名

91. 関係図説

92. 関係図面

93. 関係図章

94. 関係図記

95. 関係図号

96. 関係図名

97. 関係図説

98. 関係図面

99. 関係図章

100. 関係図記

101. 関係図号

102. 関係図名

103. 関係図説

104. 関係図面

105. 関係図章

106. 関係図記

107. 関係図号

108. 関係図名

109. 関係図説

110. 関係図面

111. 関係図章

112. 関係図記

113. 関係図号

114. 関係図名

115. 関係図説

116. 関係図面

117. 関係図章

118. 関係図記

119. 関係図号

120. 関係図名

121. 関係図説

122. 関係図面

123. 関係図章

124. 関係図記

125. 関係図号

126. 関係図名

127. 関係図説

128. 関係図面

129. 関係図章

130. 関係図記

131. 関係図号

132. 関係図名

133. 関係図説

134. 関係図面

135. 関係図章

136. 関係図記

137. 関係図号

138. 関係図名

139. 関係図説

140. 関係図面

141. 関係図章

142. 関係図記

143. 関係図号

144. 関係図名

145. 関係図説

146. 関係図面

147. 関係図章

148. 関係図記

149. 関係図号

150. 関係図名

151. 関係図説

152. 関係図面

153. 関係図章

154. 関係図記

155. 関係図号

156. 関係図名

157. 関係図説

158. 関係図面

159. 関係図章

160. 関係図記

161. 関係図号

162. 関係図名

163. 関係図説

164. 関係図面

165. 関係図章

166. 関係図記

167. 関係図号

168. 関係図名

169. 関係図説

170. 関係図面

171. 関係図章

172. 関係図記

173. 関係図号

174. 関係図名

175. 関係図説

176. 関係図面

177. 関係図章

178. 関係図記

179. 関係図号

180. 関係図名

181. 関係図説

182. 関係図面

183. 関係図章

184. 関係図記

185. 関係図号

工事名：防災センターエレベーター改修工事

- ③ 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
 - ④ 塗料(塗り床を含む)は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
 - ⑤ ①、③及び④の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
16. 施工
- ① 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標仕記載の「疑義に対する協議等」による。
 - ② 工事現場に監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は當轄課へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。
 - ③ 品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。
 - ④ 施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。
 - ⑤ 本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。
 - ⑥ 設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。
 - ⑦ 試験等によらなければ確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認すること。

17. 建設機械等

① 排出ガス対策型建設機械

受注者は、工事の施工にあたり次表に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省終機発第249号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(最終改正 平成24年3月23日付国土交通省告示第318号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号)」に基づき指定された排出ガス対策型建機械(以下「排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。

ただし、排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。

機 種	備 考
<ul style="list-style-type: none">バックホウ ホイールローダ ブルドーザ 発動発電機(可搬式) 空気圧縮機(可搬式) ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ラフテレーンクレーン	<ul style="list-style-type: none">油圧ユニット(次に示す基礎工用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの:油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機) <p>ディーゼルエンジン(エンジン出力7.5kW以上260kW以下)を搭載した建設機械に限る。ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。</p>

② 低騒音・低振動型建設機械

受注者は、工事の施工にあたり次表に示す建設機械を使用する場合は、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(国土交通省告示、平成13年4月9日改正)に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の変調が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。

なお、騒音振動対策は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正)に従って実施するとともに、騒音規制法、徳島県生活環境保全条例等の関係法令を遵守しなければならない。

機 種		
<ul style="list-style-type: none">ブルドーザー バックホウ(※) ドラグライン、クラムシェル トラクターショベル パイプロハンマー(※) アースオーガー オイルケーシング掘削機 アースドリル	<ul style="list-style-type: none">ざく岩機(コンクリートブレーカー) ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー コンクリートポンプ(車) コンクリート圧砕機 アスファルトフィニッシャー コンクリートカッター 空気圧縮機 発動発電機	<ul style="list-style-type: none">クローラークレーン、トラッククレーン、ホイールクレーン 油圧式杭抜き機、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機 <p>(※)印の機械は低振動基準有</p>

③ 特定自主検査

本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)の写しを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。

④ 不正軽油の使用禁止

受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法(昭和25年法律第226号)に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。また、受注者は、県の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。

- ① 受注者は、当初請負対象金額(設計金額)が税込7千万円未満の場合において、遠隔臨場の実施を希望する場合は、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施することができる。

- ② 受注者は、当初請負対象金額(設計金額)が税込7千万円以上の場合において、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施しなければならない。

19. 工事看板等

- ② 受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を購入した場合、受注者は、工事完了までに「任意仮設における県内産木材購入実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。

- ③ 受注者は、監督員から渡される「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するポスター」を現場関係者が見やすい場所に掲げるとともに、掲示状況を工事写真として提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- ・区画線工事、舗装工事、標識設置工事、照明灯工事
- ・当初請負金額が200万円未満の工事

20. 仮設トイレ

受注者は仮設トイレを設置する場合、次のとおりとしなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。

原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(洋式トイレ)」を設置しなければならない。

- ② 当初請負対象金額(設計金額)1千万円以上3千万円未満の工事

原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。

- ③ 当初請負対象金額(設計金額)3千万円以上の工事

原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。

受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

(注)洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。

(注)快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

設計者情報：株式会社川建設計 管理建築士 川端壮一郎 1級建築士登録第126265号

設計者情報：株式会社川建設計 管理建築士 川端壮一郎 1級建築士登録第126265号

工事名：防災センターエレベーター改修工事

設計者情報：株式会社川建設計 管理建築士 川端壮一郎 1級建築士登録第126265号

21. 設計変更箇所確認
設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。

- ① 次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。

当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事
3千万円未満	－	1回
3千万円以上5千万円未満	－	2回
5千万円以上1億円未満	1回	2回
1億円以上	2回	3回

(注)低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。

(注)一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。

- ② 中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、締結後速やかに監督員と協議すること。
- ③ 中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。
- ④ 基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間を実施する。
- ⑤ 外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施にて監督員と協議すること。

23. 完成図等

- ① 電子納品：対象
- ② 受注者は、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」とすること。

③ 提出書類

- ・竣工図(製本3部、電子データ2部)(サイズ:監督員の指示による)
- ・工事写真(電子データ2部)
- ・使用材料一覧表(竣工図表紙表面に貼付、電子データ2部)
- ・保全に関する資料
- ・その他監督員が指示する図書(必要部数)

- ④ しゅん工図は関係図面(データ貸与)を修正して作成すること。しゅん工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びリジナル形式をCD-R等に保存する。

- ⑤ 工事写真の電子データは完成写真、着事前、資機材、施工状況の順に整理する。完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部出来形が写真で的確に確認できること。

- ⑥ 工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。
- ⑦ 工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。
- ⑧ 既存埋設管等の状況について、現場と図面の相違が発覚した場合は竣工図に反映させること。

24. デジタル工事写真の小黑板情報電子化

受注者は、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化の運用について」に基づき、実施することができる。

25. 火災保険

本工事の着手に際し、火災保険等(火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。))を請負額に応じて付保する。(標準請負契約約款 第55条)

- ① 対象物
工事目的物及び工事材料(支給材料を含む)について付保する。

② 付保険外工事

次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。

・杭及び基礎工事 ・コンクリート躯体工事 ・屋外付帯工事 ・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合(外壁補修工事等)

③ 付保する時期及び金額

鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。

④ 保険終期

工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。

⑤ その他

・付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。

・建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。

26. 公共事業労務費調査

- ① 当初請負対象金額(設計金額)が税込1,000万円以上の工事において、公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し調査団体に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。

- ② 調査票等を提出した事業者を調査団体が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。

- ③ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。

- ④ 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には受注者は、当該下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む)が前述と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

27. 暴力団からの不当要求又は工事妨害の排除

- ① 受注者は、工事の施工に関し、暴力団等からの不当要求又は工事妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合(②に規定する場合は、下請負人から報告があったとき)には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届けなければならない。

- ② 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に関して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けなければならない。

- ③ 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。
- ④ 受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められる場合は、「徳島県公共工事標準請負約款」(以下「約款」という。)第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。

- ⑤ 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- ⑥ 受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。

28 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。また、監督員が指示した場合及び建設工事事故データベースシステムの登録対象となる事故の場合、監督員が定めた期日までに、事故報告書を提出し、建設工事事故データベースシステムに、事故に関する情報を登録する。

工事名：防災センターエレベーター改修工事

Ⅲ. 建築改修工事特記仕様書

1章 改修一般共通事項

1. 施工条件

施工条件は次による。

- ① 工程については、施設管理者等と協議の上決定すること。
- ② 施設の使用に影響のある、騒音、振動、粉塵等を伴う作業は平日の授業中は原則施工できない。また、休日においても施設管理者より作業中止の要望がある場合は、作業の中止を行う場合がある。
- ③ その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者等と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。
- ④ 工事期間中も本施設は営業を行う。
- ⑤ エレベーター改修工事への搬出入は原則、開館時間外もしくは閉館日に行うこと。
- ⑥ 本館(防災センター)の開館時間は9：00～17:00まで。
- ⑦ 本館(防災センター)の閉館日は月曜日、第一火曜日(ただし、月曜日が祝日の場合は、開館)
- ⑧ 施工、納まり、工程等は別途発注工事「R8営繕 防災センター・消防学校 北・鯛浜 屋外訓練施設等改修工事(着手日指定型)」と調整の上、決定すること。

2. 重要備品等

工事に影響のある範囲内の重要備品等 （有　無　）

備品等名称　：展示品
保管場所　　：防災センター施設内全般
注意事項　　：仮設工事にて区画した工事エリアの周辺には防災センターの展示が行われている。

3. 産業廃棄物の処理

発生材の処理等は、標仕により適切に処理する。

産業廃棄物の種類ごとに次の処分場を指定する。

種類	処分許可業者の会社名(処分区分)	優良	所在地 処分地	運搬距離 (km)	処分費 (税抜、円)	単位
金属(処分)	(株)サンバイ		徳島市佐古四番町13-17 板野郡藍住町東中高西向江傍示1-1	7.4	0	t
ガラス	(財)徳島県環境整備公社(徳島東部)		板野郡松茂町豊久字日野6番の地先 板野郡松茂町豊久字日野6番の地先	9.9	5,640	t
廃プラ	(財)徳島県環境整備公社(徳島東部)		板野郡松茂町豊久字日野6番の地先 板野郡松茂町豊久字日野6番の地先	9.9	35,000	t

(注)表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者であることを示す。

- ・上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書を求め、減額変更を行うことがある。
- ・上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産廃処分業者」という。)に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。
- ・コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。
- ・木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。

5. 技能士の適用

- ① 技能士の適用については、次の技能検定作業(以下、「作業」という。)のうち各工事毎に適用する作業を指定するものとする。
- ② 技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。
- ③ 技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。
- ④ 技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。
- ⑤ 指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

○印・・・適用作業

工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業
仮設	とび	・ とび作業
鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業
コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業
型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業
鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業
防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アスファルトシート-チ工法防水工事作業 ・ 改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業
タイル	タイル張り	・ タイル張り作業
木	建築大工	・ 大工工事作業
屋根及びとい	建築板金	・ 内外装板金作業
	かわらぶき	・ かわらぶき作業
金属	建築板金	・ 内外装板金作業
左官	左官	・ 左官作業
建具	建具製作	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業
	サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業

設計者情報：株式会社川建設計 管理建築士 川端壮一郎 1級建築士登録第126265号

改特-01 建築改修工事特記仕様書(1)

工事名：防災センターエレベーター改修工事

	ガラス施工	・ ガラス工事作業
塗装	塗装	・ 建築塗装作業
内装	内装仕上げ施工	・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーペット系床仕上げ工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業 ・ カーテン工事作業 ・ 木質系床仕上げ工事作業
	表装	・ 表具作業 ・ 壁装作業
配管	配管	・ 建築配管作業
植栽	造園	・ 造園工事作業
機械設備	冷凍空調和機器施工	・ 冷凍空調和機器施工作業

2章 改修仮設工事

1. 敷地の状況確認

着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差、地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況を確認し、監督員に報告すること。

2. 養生

- ① 既存部分の養生範囲は図示による。(養生方法：床ブルーシートの上、コンパネ敷き程度)

3. 監督員事務所

- ① 監督員事務所は(設ける (面積 m2程度) ・ 設けない)

4. 工事車両用駐車場資材置場・現場事務所用地等

- ① 同用地は、(図示の場所に 用意していないので業者にて 設けること。ただし、施設管理者と協議すること。

3章 エレベーター改修工事

1. 耐震施工

- ① 対象機器の耐震安全 耐震クラス A14 ・ 耐震クラス S14)
- ② 耐震設計用地域係数 1.0 ・ 0.9)
- ③ 耐震クラス別の耐震対策項目は、次による。

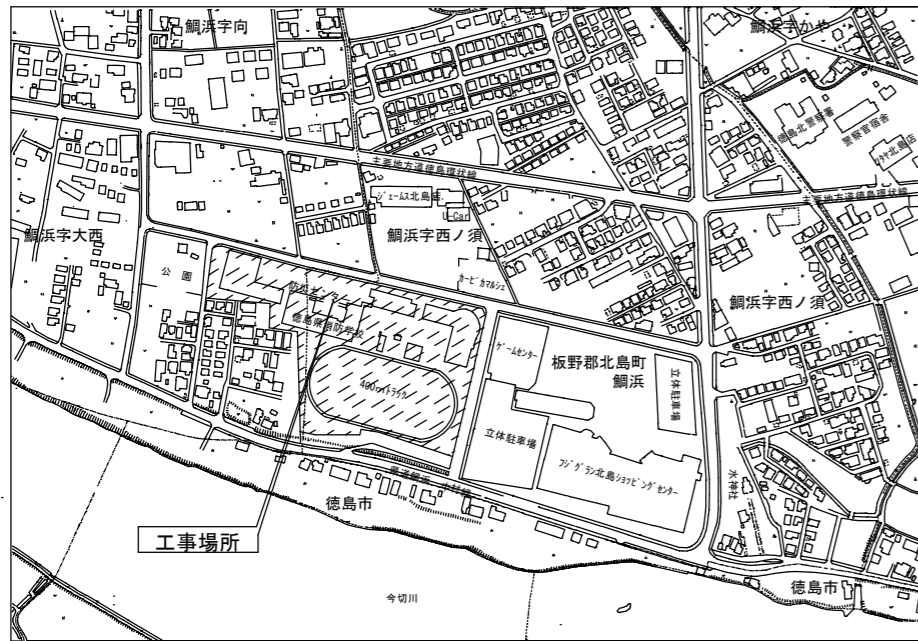
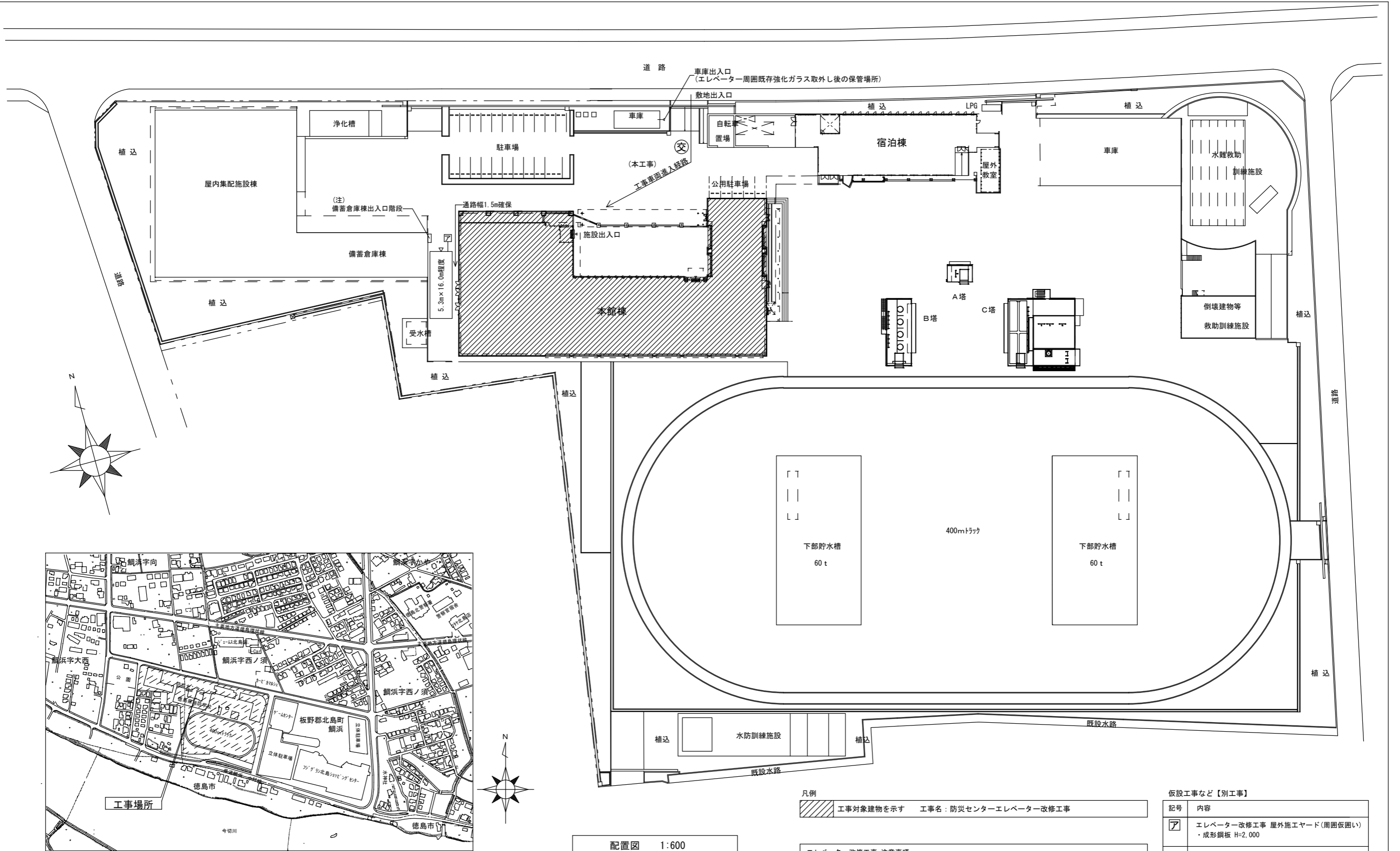
	耐震クラス A14	耐震クラス S14
耐震強化主要項目	<ul style="list-style-type: none">○ ガイドレールの強化評価方法の見直し ○ 鈎合いおもり側レールブラケットの耐力増し ○ おもりブロック脱落防止構造の強化 ○ 長尺物保護措置強化 ○ P波管制運転+S波管制運転 <ul style="list-style-type: none">・ 長尺物振れ管制運転(120m超えに標準適用) ○ 停電時自動着床装置などの予備電源 ○ かご内への情報提供 ○ 主索外れ防止措置の強化 ○ 外れ止めかかり代裕度確保	<p>耐震クラス A14の左記項目に加え</p> <ul style="list-style-type: none">○ 鈎合いおもり側レールに連結枠取付(ブラケットピッチが2.5m以上のとき設置) 120m以下:コの字形(レール間拡がり阻止) 120m超え:ロの字形(長尺物廻込み阻止枠) ○ 長尺物保護措置の建築物の高さ区分の強化 <p>耐震クラス A14対比:高さ区分の1ランクUP措置(保護措置基準による)</p>

設計者情報：株式会社川建設計 管理建築士 川端壮一郎 1級建築士登録第126265号

改特-01 建築改修工事特記仕様書(1)

設計者情報：株式会社川建設計 管理建築士 川端壮一郎 1級建築士登録第126265号

改特-02 建築改修工事特記仕様書(2)



付近見取り図

配置図 1:600

凡例

■ 工事対象建物を示す 工事名：防災センターエレベーター改修工事

エレベーター改修工事 注意事項

- 本館(防災センター)の閉館日は月曜日、第一火曜日(ただし、月曜日が祝日の場合は、閉館)
- 本館(防災センター)の開館時間は9:00~17:00まで
- エレベーター改修工事への搬出入は開館時間外もしくは閉館日に行うこと。

仮設工事など【別工事】

記号	内容
ア	エレベーター改修工事 屋外施工ヤード(周囲仮囲い) ・成形鋼板 H=2,000
▽	工事エリア入口(キャストゲート) ・キャストゲート W=5,000、H=1,800
交	交通誘導員位置(参考程度)

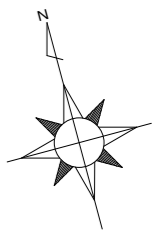
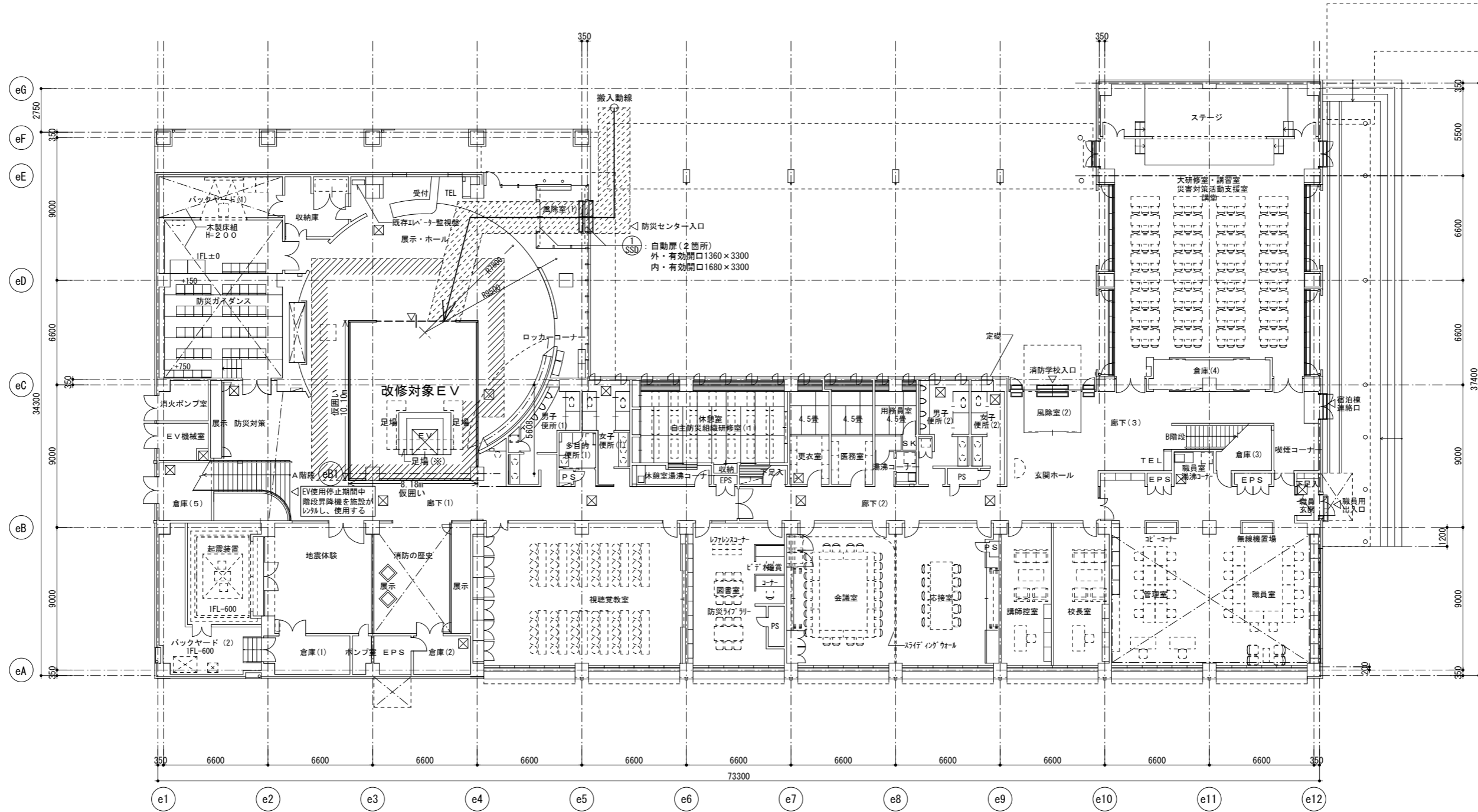
※別工事：R8 堂種 防災センター・消防学校 北・鯛浜 屋外訓練施設等改修工事(着手日指定型)

徳島県土整備部宮崎課

工事名
防災センターエレベーター改修工事
図面名
付近見取り図、配置図、仮設計画図(参考)

図面番号
B-001
縮尺
A2: 100%
A3: 70.7%

株式会社 川建設
1級建築士登録
第126265号
川端社一郎



1階平面図 1/200

仮設工事など【別工事】

記号	内容
	仮囲い(成形鋼板 H=2,000)内：基本工事I7・屋内施工ヤード 仮囲い(")外含む範囲：建方時工事I7・屋内施工ヤード 床養生(床ブルーシートの上、コンパネ敷き程度) 注意：仮囲い内での施工を基本とするが、建方時など施設の休館日に行う工事で広い施工ヤードを必要とする際は仮囲い外を含む範囲を施工ヤードとして活用することができるものとする。ただし床養生必須。
▽	工事エリア入口(キャスターゲート) ・工事関係者以外が立ち入らないよう注意すること ・キャスターゲート W=5,000、H=1,800
	枠組本足場(手すり先行方式) 建枠600×1700 布枠500×240 養生シート(防音) (※)天井材撤去・新設時の想定位置

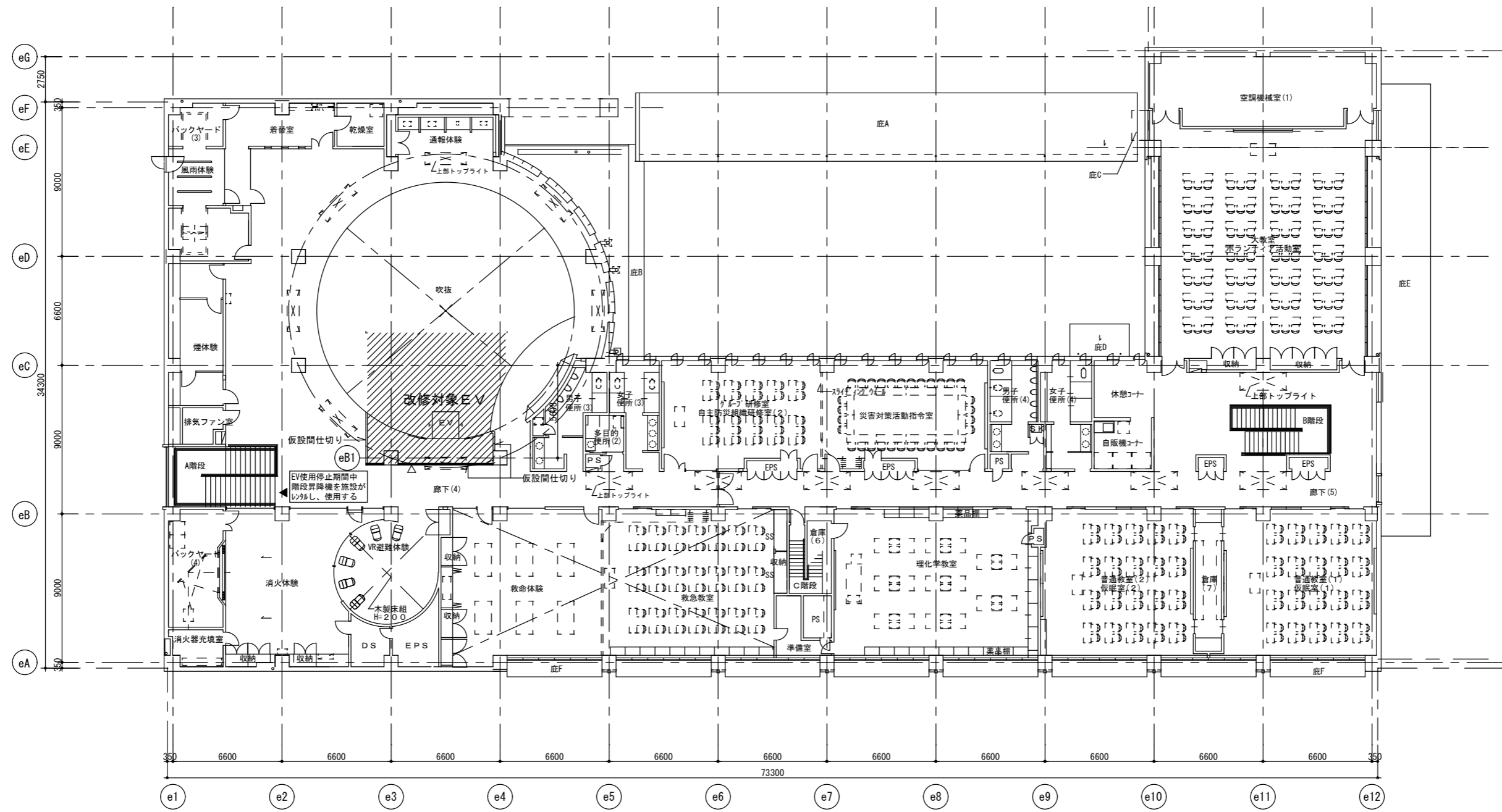
○図中の仮囲い、仮設間仕切りなどの位置は参考程度

【既設流用】 既存エレベーター監視盤姿図 NON SCALE

既存エレベーター監視盤仕様要項

1	パネル部	鋼板製t=2.3 指定色焼付塗装
2	パネル指定色	---
3	パネル文字	シルク印刷
4	シルク印刷仕様	書体和文=ゴシック体 英数字書体=ゴシック体 文字色：---
		文字大きさ：6mm
5	LED (緑)	運転灯、方向灯
	(赤)	異常灯、地震管制灯、火災管制灯
	(橙)	完了灯
6	操作部	キヌリツ、ラジツェック、プザリセット、インターホン
7	表示灯電源	DC24Vエレベーター監視盤側構成
8	操作電源	DC48Vエレベーター監視盤側構成
9	インター電源	DC6Vエレベーター側構成
10	入力電源	GAC100V・5A
11	プザ	盤内に組込み

インターネット親機のみ取替



2階平面図 1/200

仮設工事など【別工事】

記号	内容
	工事エリア・屋内施工ヤード 廊下-周囲仮設間仕切り B種(仕上 石こうボード) 床養生(床アルミシートの上、コンパネ敷き程度)
	工事エリア入口(片開きドア) ・片開きドア 木製 900×2000程度
	枠組本足場(手すり先行方式) 建枠600×1700 布枠500×240 養生シート(防音)

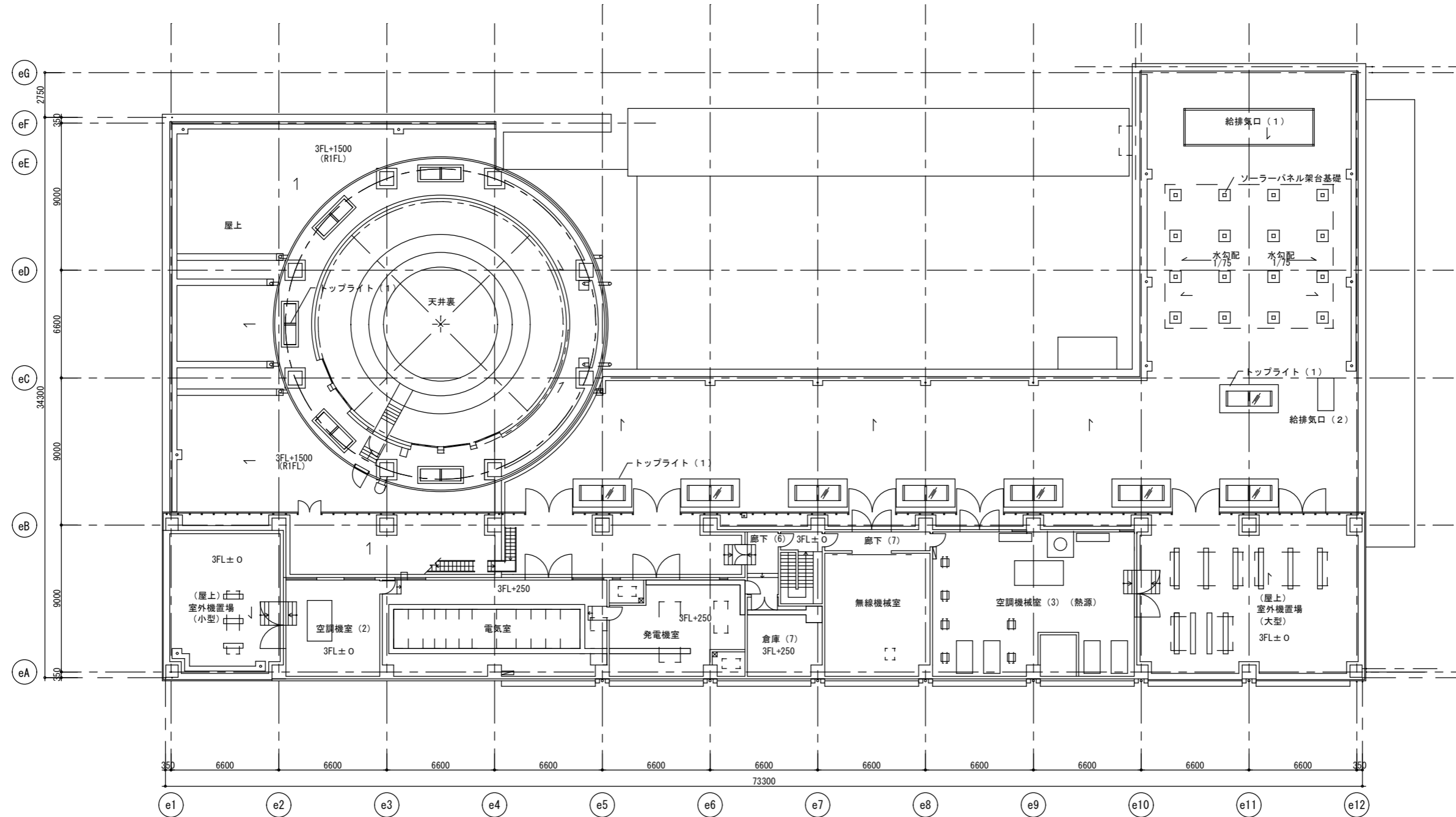
○図中の仮囲い、仮設間仕切りなどの位置は参考程度

徳島県土整備部宮崎課

工事名
防災センターエレベーター改修工事
図面名
平面図 2階

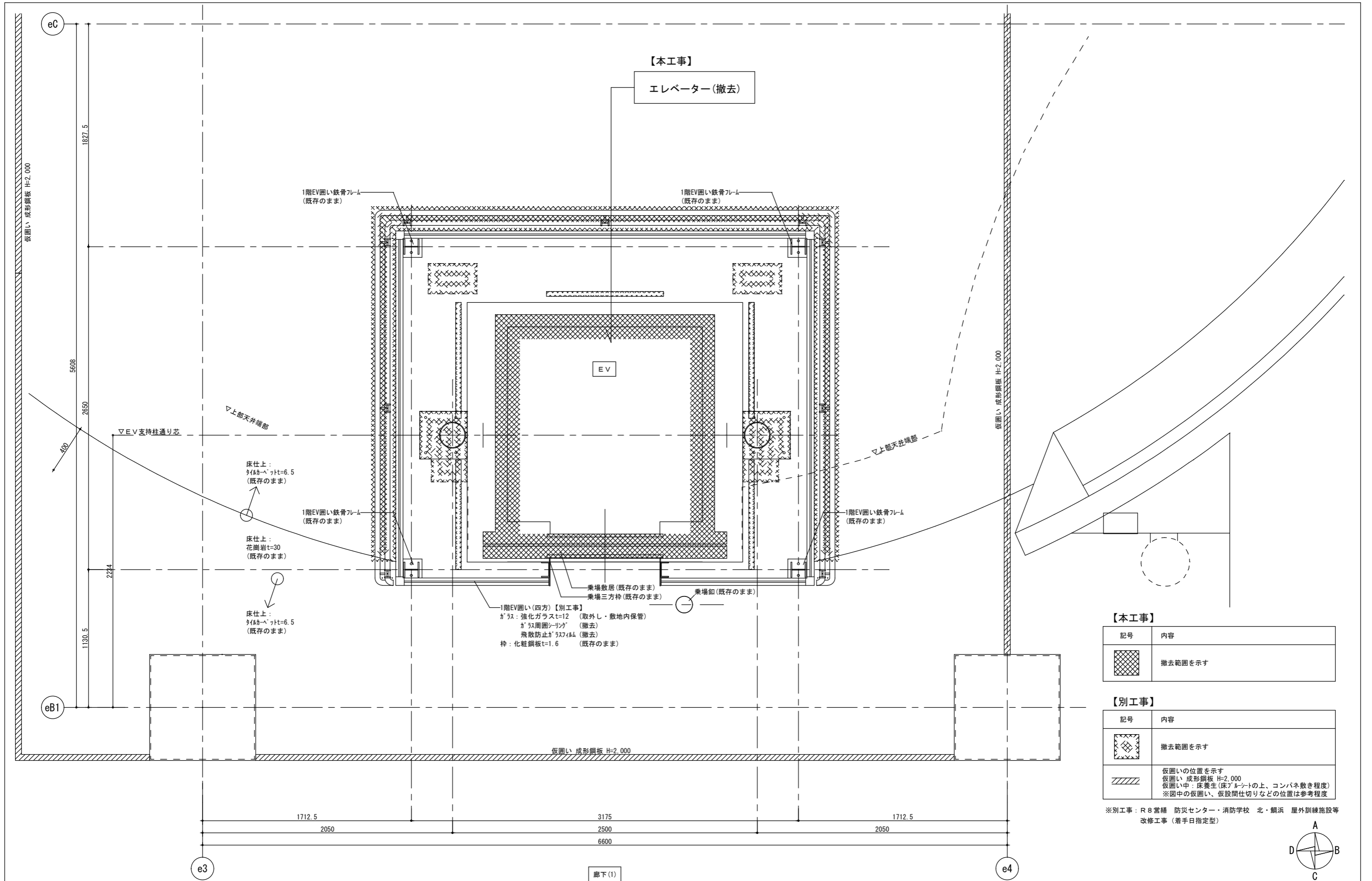
図面番号
B-003
縮尺
A2 : 100%
A3 : 70.7%

株式会社 川建設
1級建築士登録
第126265号
川端社一部



3階平面図 1/200

徳島県土整備部営繕課	工事名	図面番号	株式会社 川建設計 1級建築士登録 第126265号 川端社一郎
	図面名	縮尺	
	防災センターエレベーター改修工事	B-004	
	平面図 3階	1/200 A2 : 100% A3 : 70.7%	



【本工事】

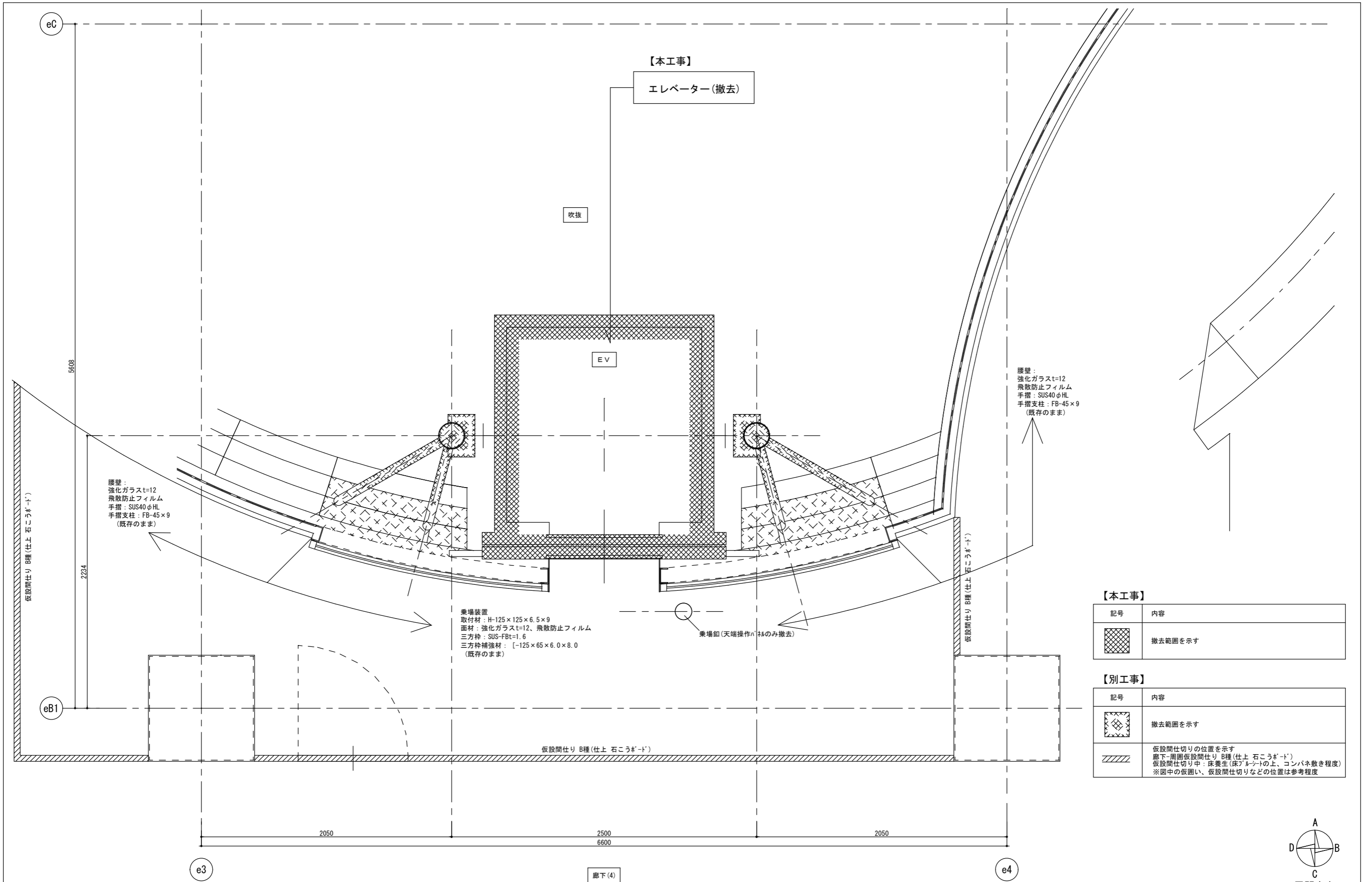
記号	内容
	撤去範囲を示す

【別工事】

記号	内容
	撤去範囲を示す
	仮囲いの位置を示す 仮囲い 成形鋼板 H=2,000 仮囲い中：床養生(床7ルーラーの上、コンパネ敷き程度) ※図中の仮囲い、仮設間仕切りなどの位置は参考程度

※別工事：R8営繕 防災センター・消防学校 北・横浜 屋外訓練施設等
改修工事(着手日指定型)



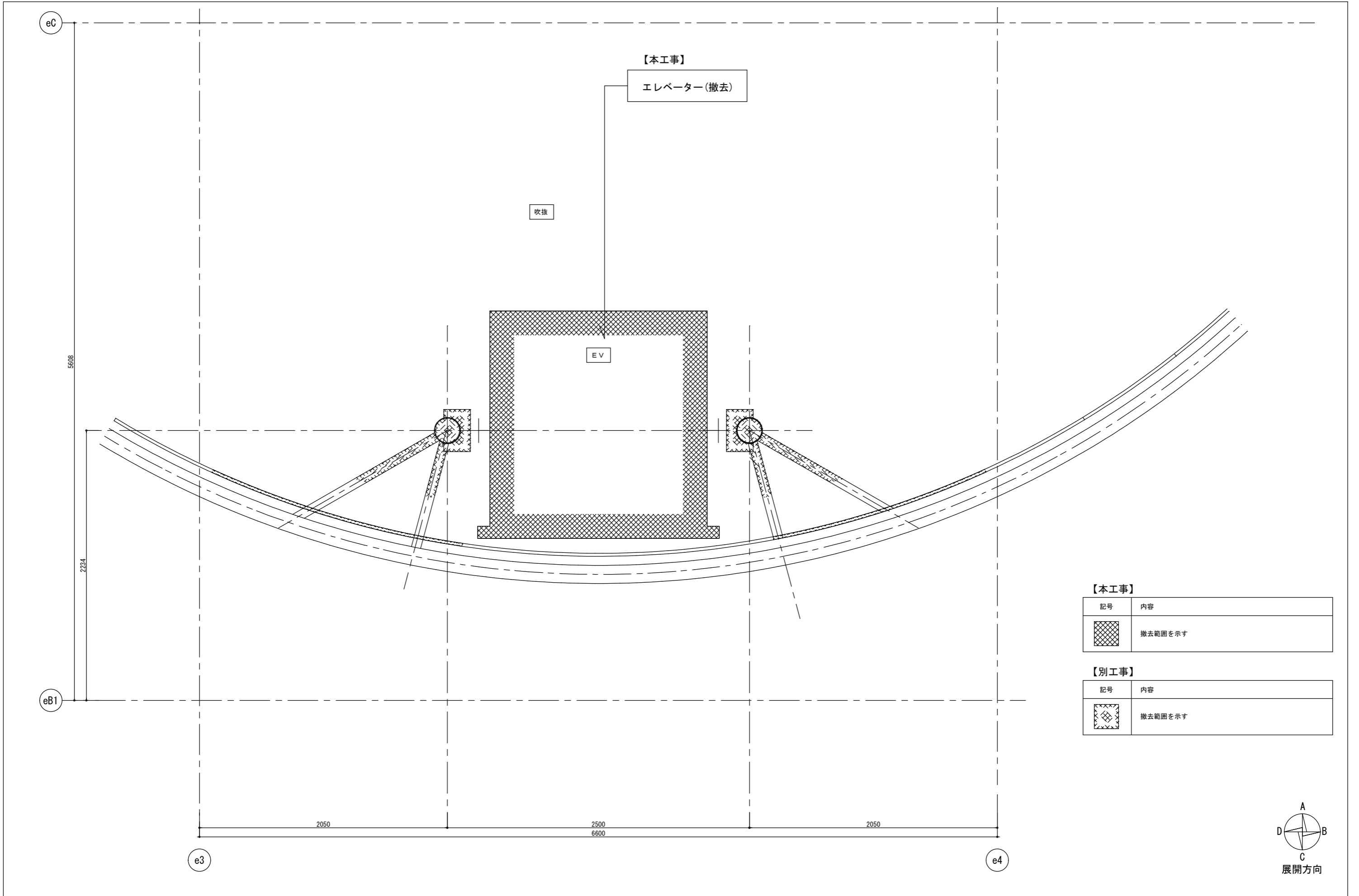


【本工事】

記号	内容
	撤去範囲を示す

【別工事】

記号	内容
	撤去範囲を示す
	仮設間仕切りの位置を示す 廊下一周仮設間仕切りB種(仕上 石こうボード) 仮設間仕切り中: 床養生(床フルートの上、コンパネ敷き程度) ※図中の仮囲い、仮設間仕切りなどの位置は参考程度

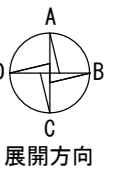


【本工事】

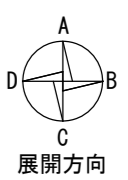
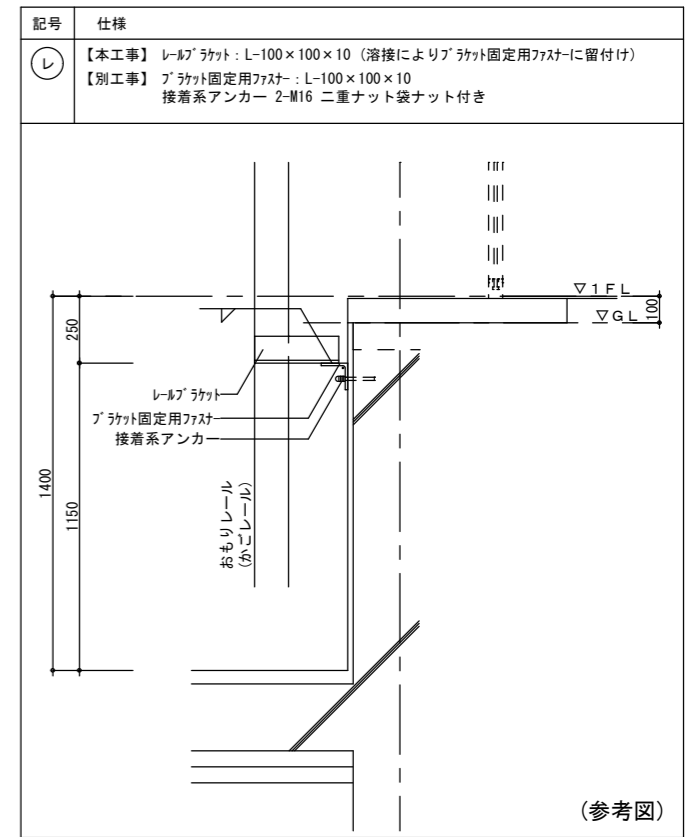
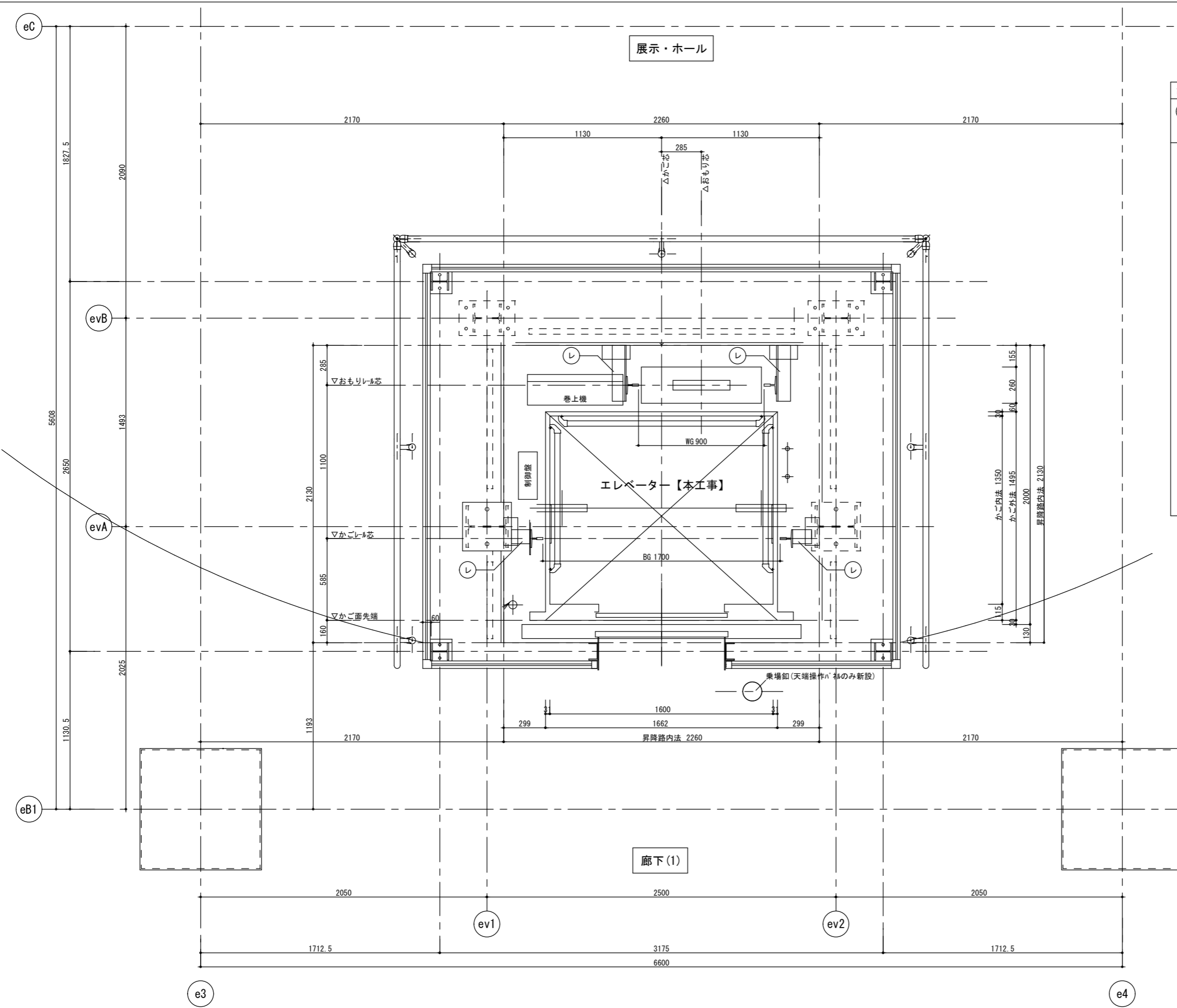
記号	内容
	撤去範囲を示す

【別工事】

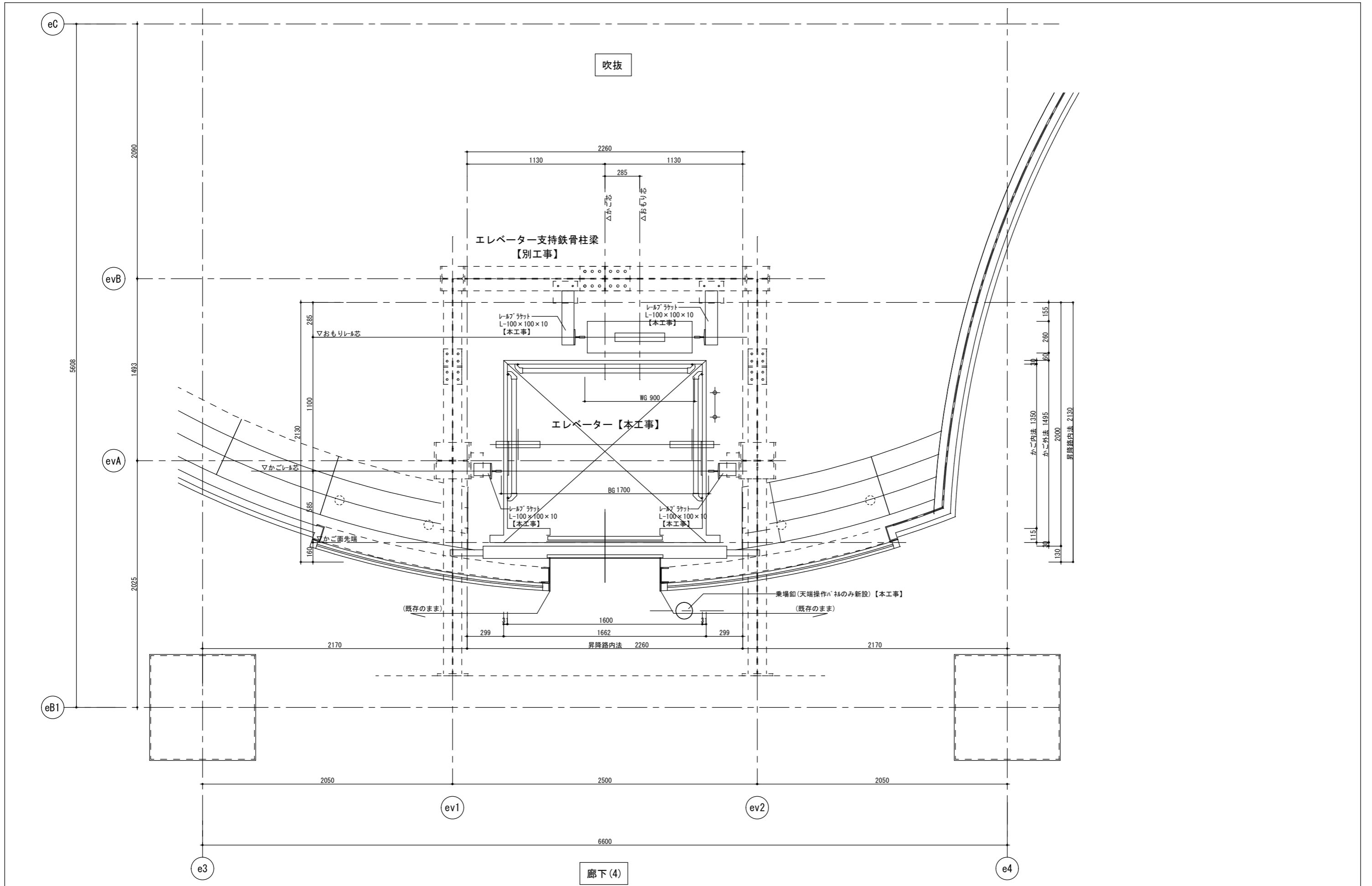
記号	内容
	撤去範囲を示す



展示・ホール



徳島県土整備部営繕課	工事名	図面番号	1級建築士登録 株式会社 川建設 第126265号 川端社一部
	防災センターエレベーター改修工事	B-008	
	図面名	縮尺	
	平面詳細図 1階 改修後	A2 : 100% A3 : 70.7%	



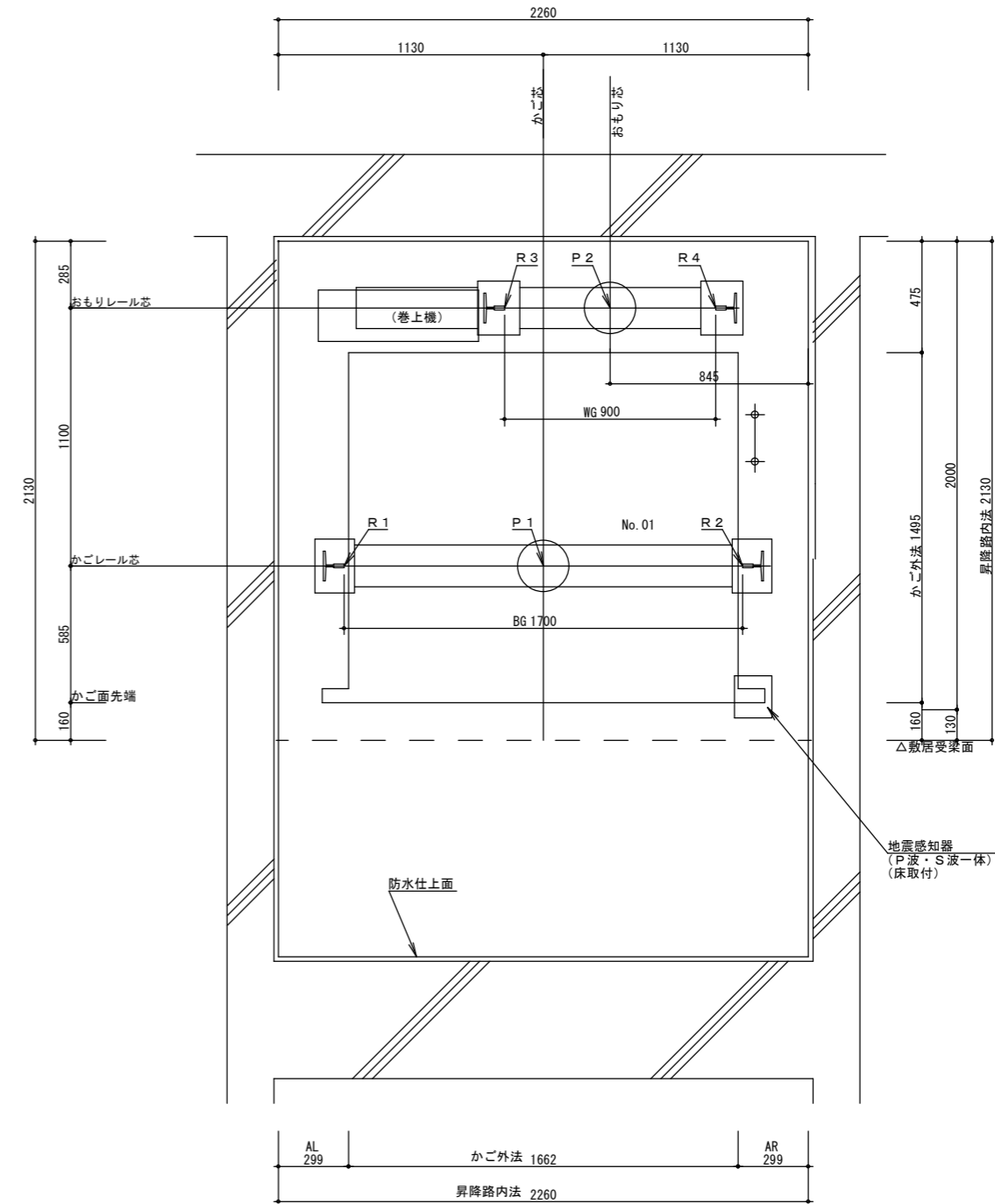
	徳島県土整備部営繕課	工事名 防災センターエレベーター改修工事 図面名 平面詳細図 2階 改修後	図面番号 B-009 縮尺 A2 : 100% A3 : 70.7%	株式会社 川建設計 1級建築士登録 第126265号 川端社一郎
--	------------	--	--	---

仕様要項	
号機名	01号機
用途	乗用
制御方式	可変電圧可変周波数制御
操作方式	乗合全自動方式
積載荷重	900kg・最大定員13名
定格速度	45m/min
動力用電源	AC-3φ210V60Hz
照明用電源	AC-1φ100V60Hz
巻上機・電動機	4.6kW (ギアレス)
ツナ車	(径) 410mm
ロープ	(径) 10mm×4本・2:1ローピング
停止箇所	2箇所 (1-2階)
レール	かご側 ISO T127-1/B おもり側 ISO T127-1/B
かご内法	間口 1600mm×奥行 1350mm
出入口	幅 900mm×高さ 2100mm
戸閉方式	電動式2枚戸両引き (CO)
付加仕様	地震時管制運転 (P波・S波) (精密級) 停電時自動着床装置 火災時管制運転
その他の仕様	戸開走行保護装置 (UCMP) 耐震クラス: S14 光電式ドアセンサ 視覚障がい者対応仕様 車いす仕様 敷居間隙 30mm インターホン 6V単局 シースルーかご室 絶縁トランス 監視盤 (既設流用)

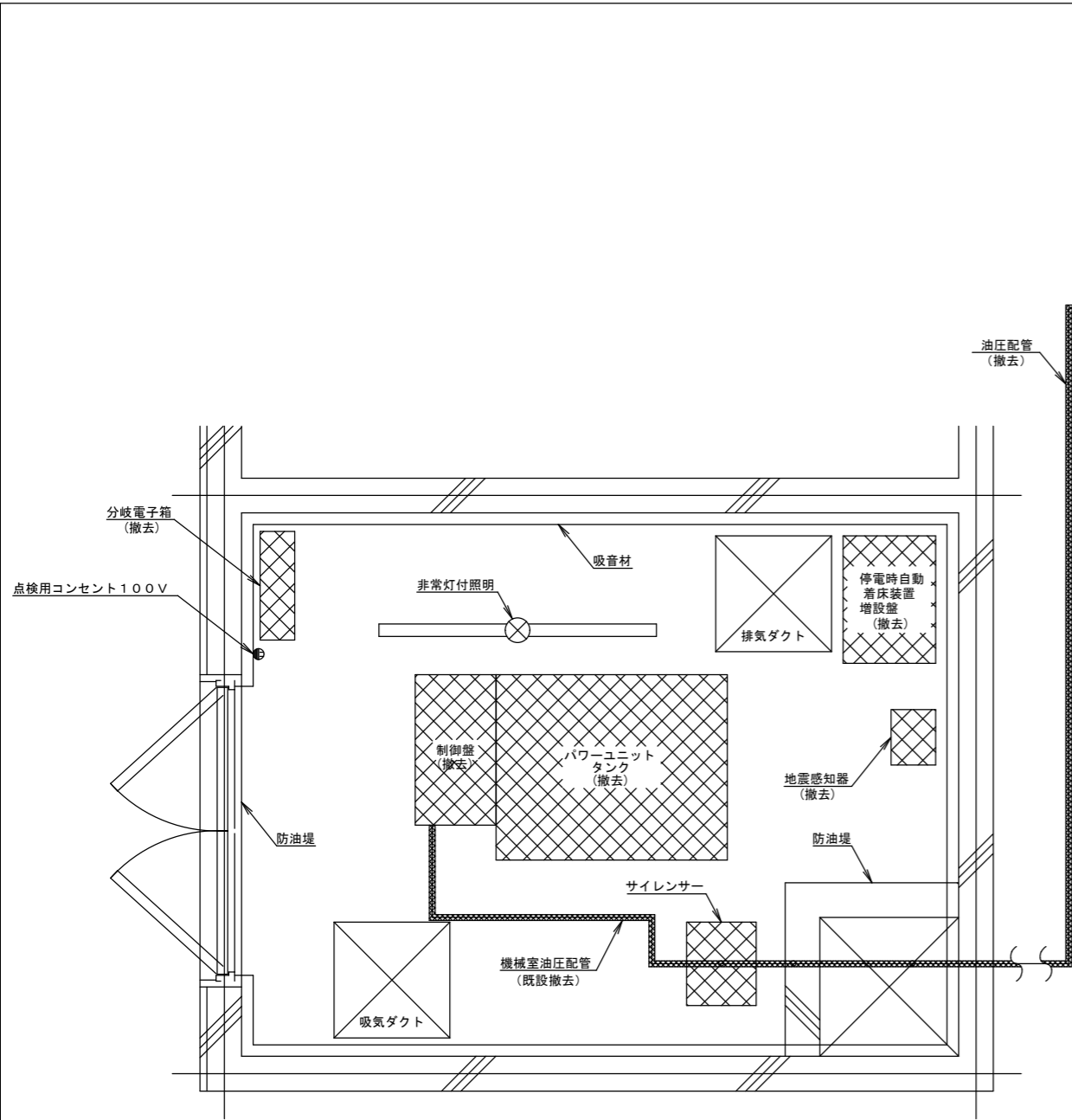
電源設備表【別工事】		
動力用電源	電源電圧	AC-3φ-210V-60Hz
	線サイズ	EM-CE8 [□] -3C、E2.0 (E31)
	トランス容量	5kVA
	MCB容量	225AT (必要容量40AT) 【既設そのまま再利用】
照明用電源	電源電圧	AC-1φ-100V-60Hz
	線サイズ	2mm ²
	トランス容量	1kVA
	MCB容量	20A
接地線	D種 22mm ²	【既設そのまま再利用】
監視盤通信線	CPEV 0.9-20P (インターホン線含む)	【既設そのまま再利用】
監視盤及びインターホン取付位置:		1階受付 【既設そのまま再利用】

レール下端部荷重 (長期荷重)			
R1 (kN)	R2 (kN)	R3 (kN)	R4 (kN)
25.5	24.1	42.5	21.6

ピット荷重 (短期荷重)	
P1 (kN)	P2 (kN)
84.0	65.1

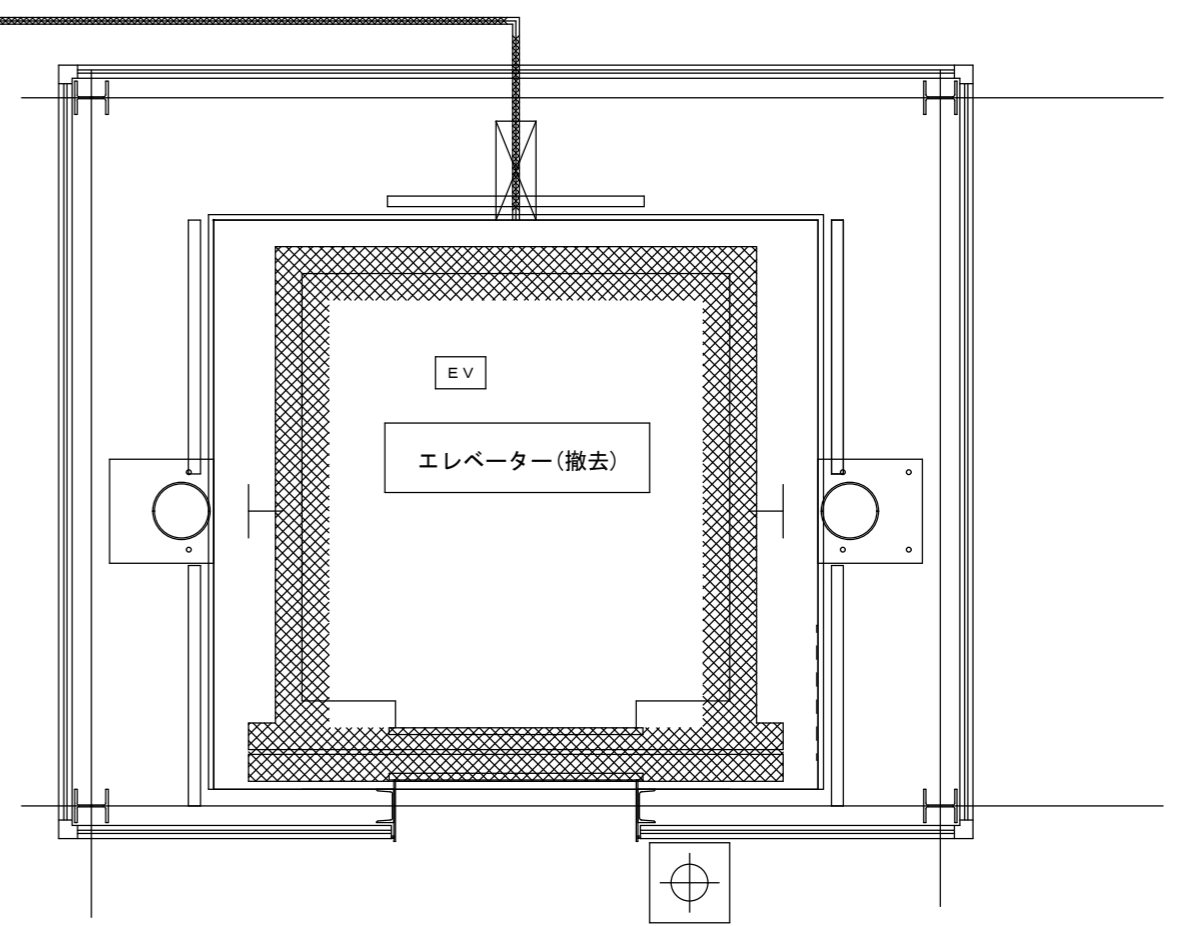


昇降路平面図 S=1/20
(ピット)



既設機械室平面図 S = 1 / 20

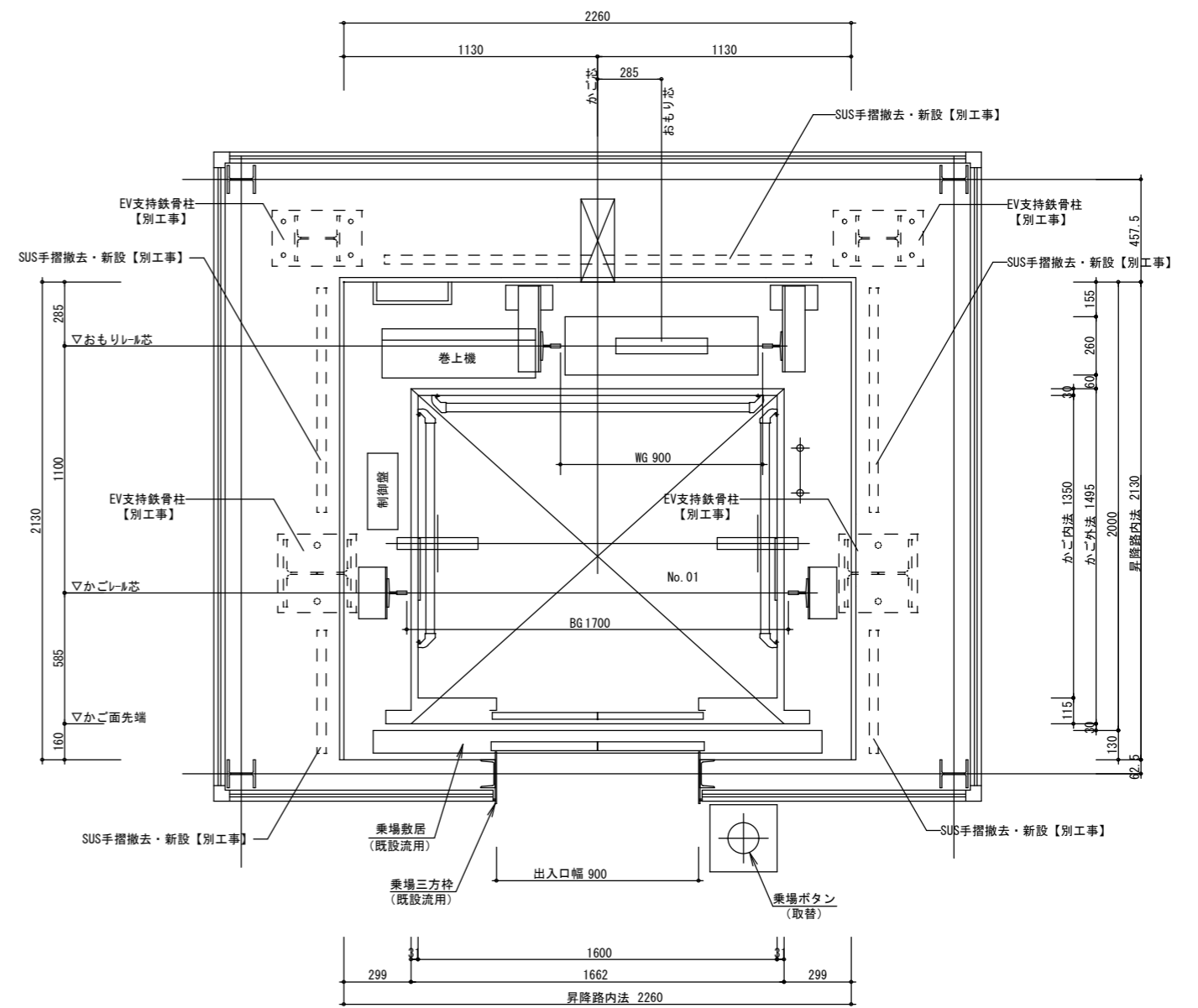
☒ : 撤去機器



昇降路平面図 S = 1 / 20
(1階)

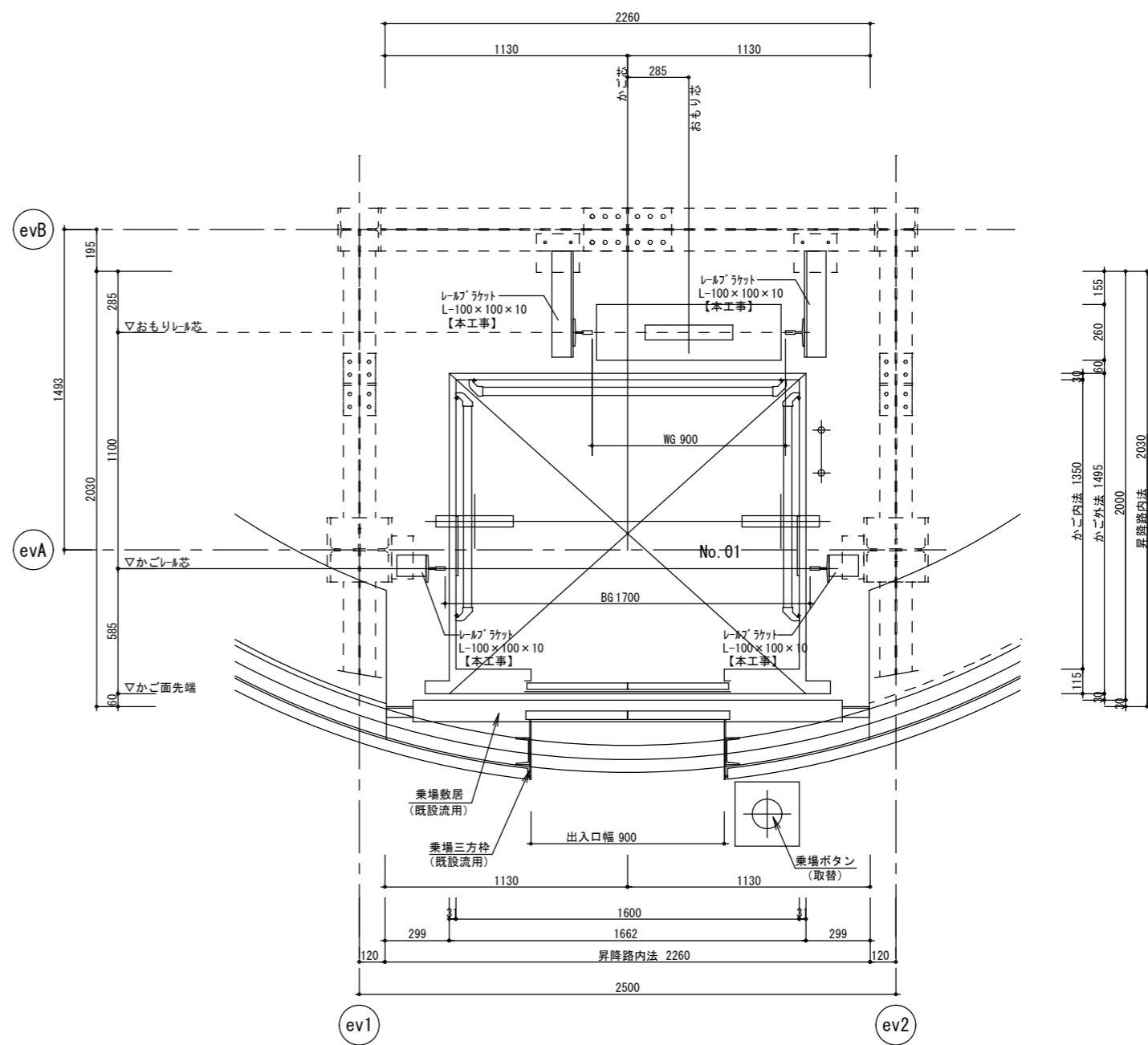
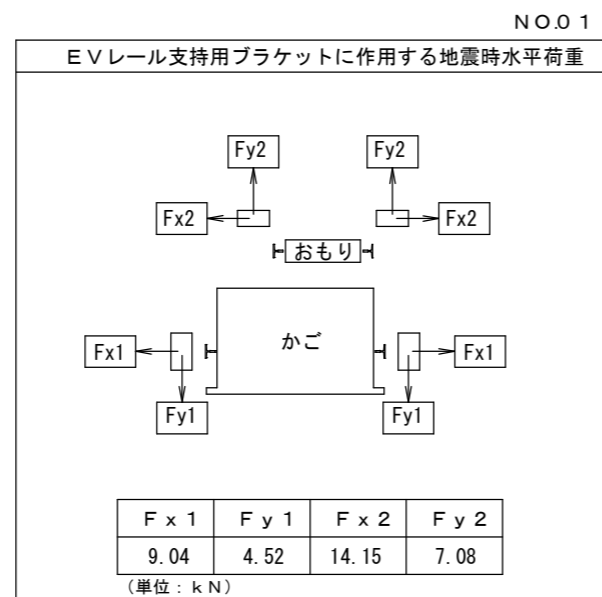
【本工事】

記号	内容
☒	撤去範囲を示す

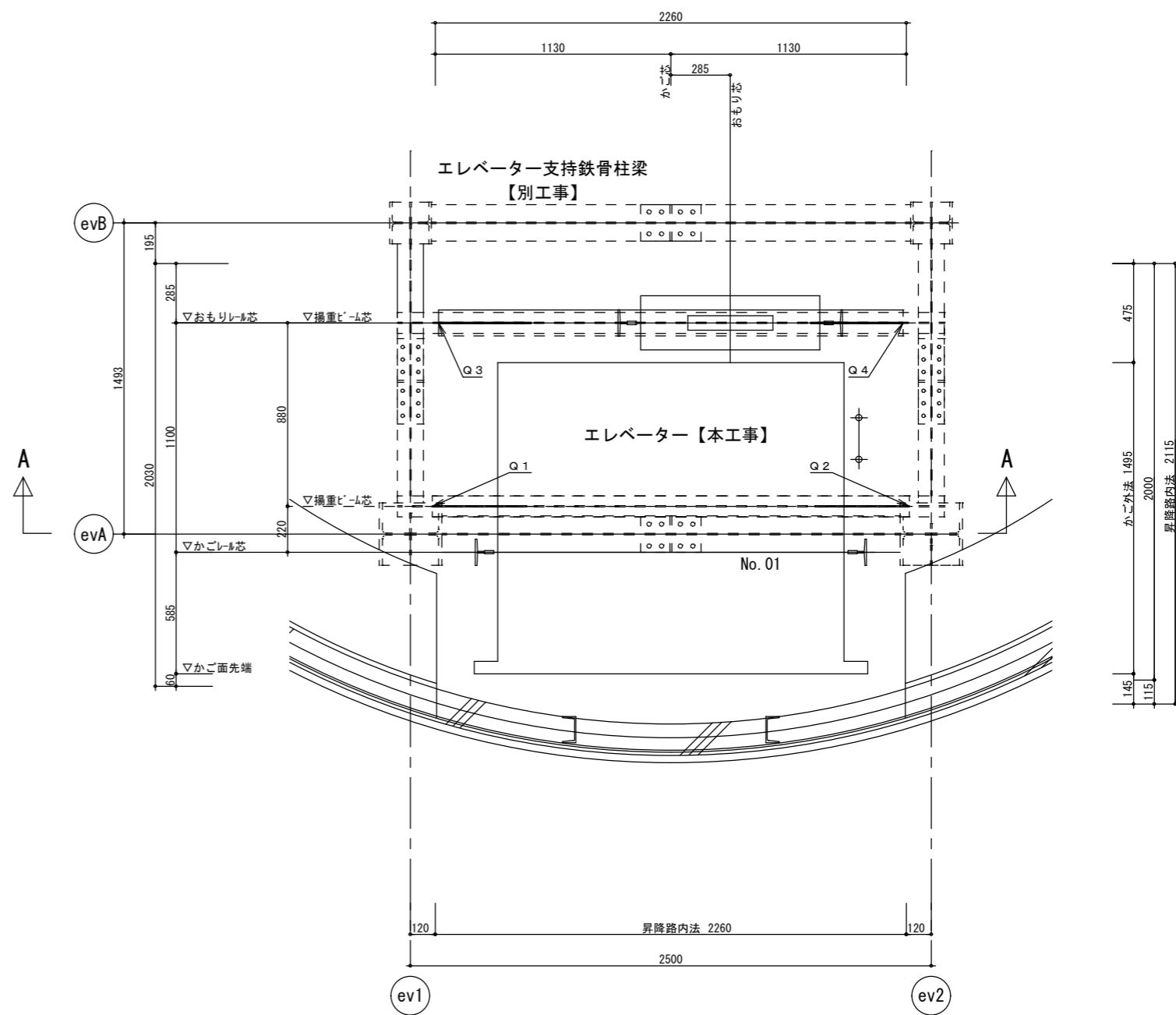


昇降路平面図 S=1/20
(1階)

徳島県土整備部営繕課	工事名	防災センターエレベーター改修工事	図面番号	B-013	株式会社 川建設 1級建築士登録 第126265号 川端社一部
	図面名	エレベーター詳細図(3) 1階 改修後(参考図)	縮尺	A2: 100% A3: 70.7%	



昇降路平面図 S=1/20
(2階)

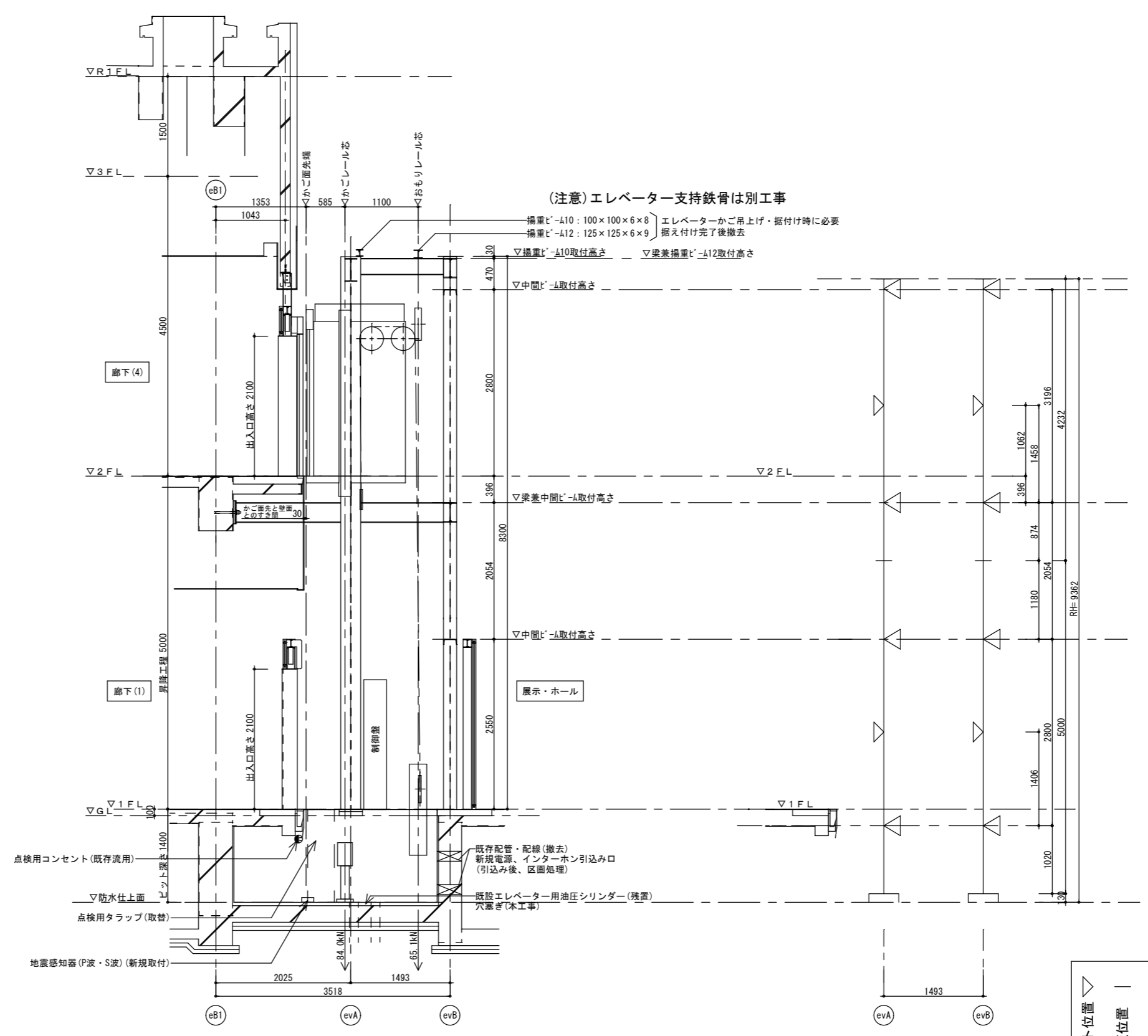


揚重ビームに掛かる荷重 No. 01

Q1 (kN)	Q2 (kN)	Q3 (kN)	Q4 (kN)
17.7	17.2	31.8	23.3

Q1~Q4はEV据付時に作用する

昇降路平面図 S=1/20
(頂部)

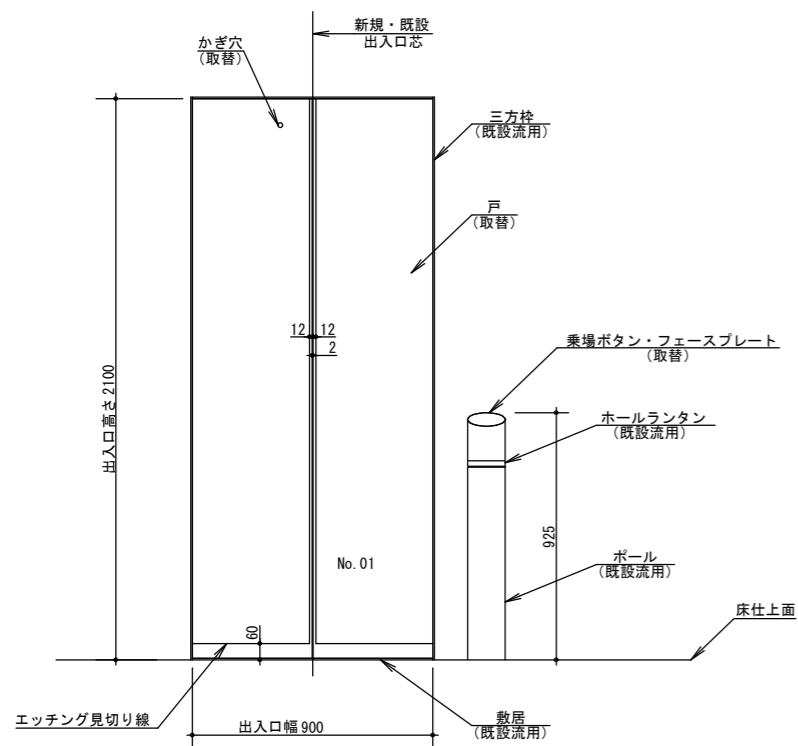


昇降路断面図 S=1/50

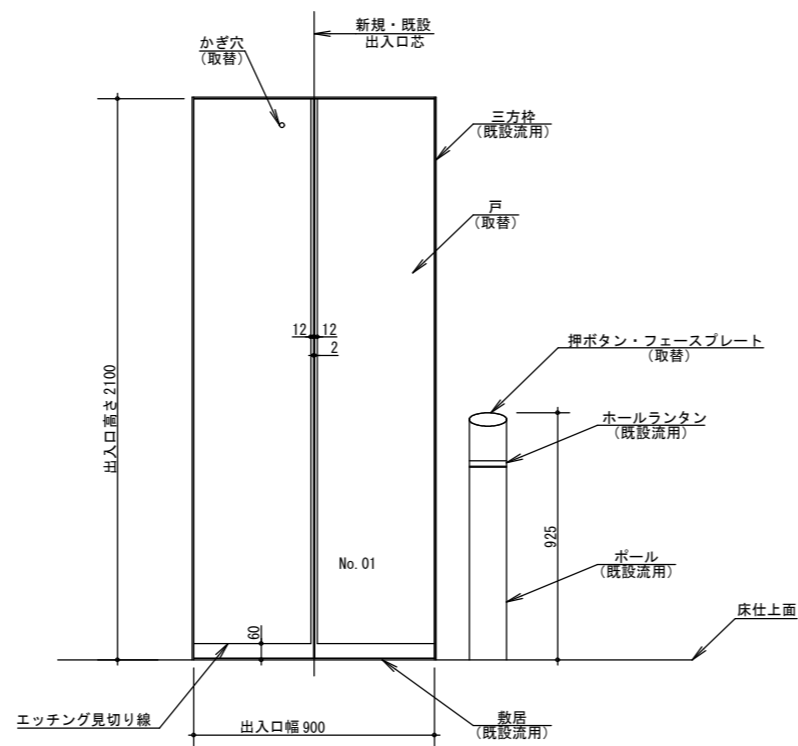
レール立て図 S=1/50

▽	タイブラケット位置
—	目板位置
△	ブラケット位置

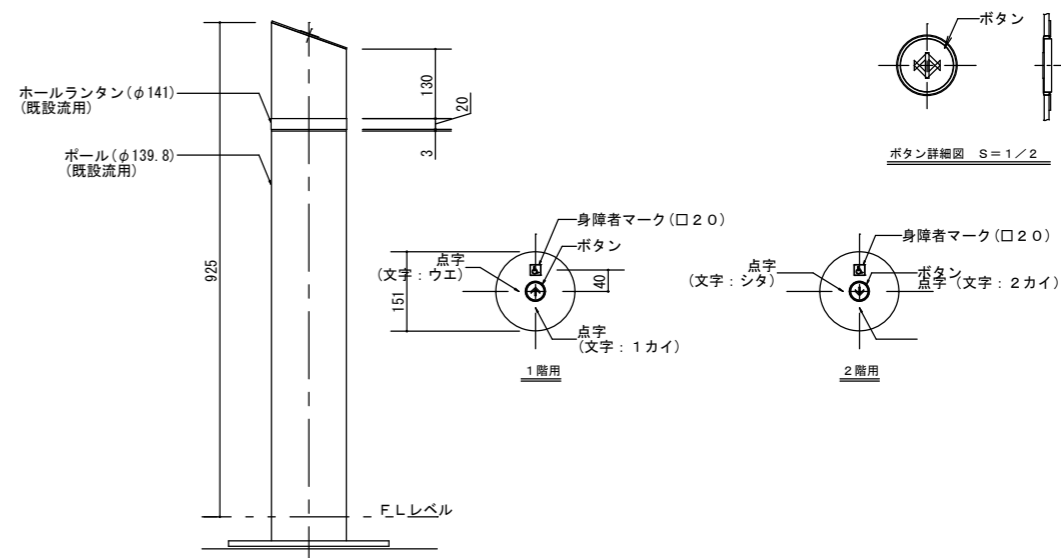
徳島県土整備部営繕課	工事名	防災センターエレベーター改修工事	図面番号	B-016	株式会社 川建設 1級建築士登録 第126265号 川端社一部
	図面名	エレベーター詳細図(6) 矩計図 改修後(参考図)	縮尺	A2: 100% A3: 70.7%	



乗場正面図 S = 1 / 20
(1階)



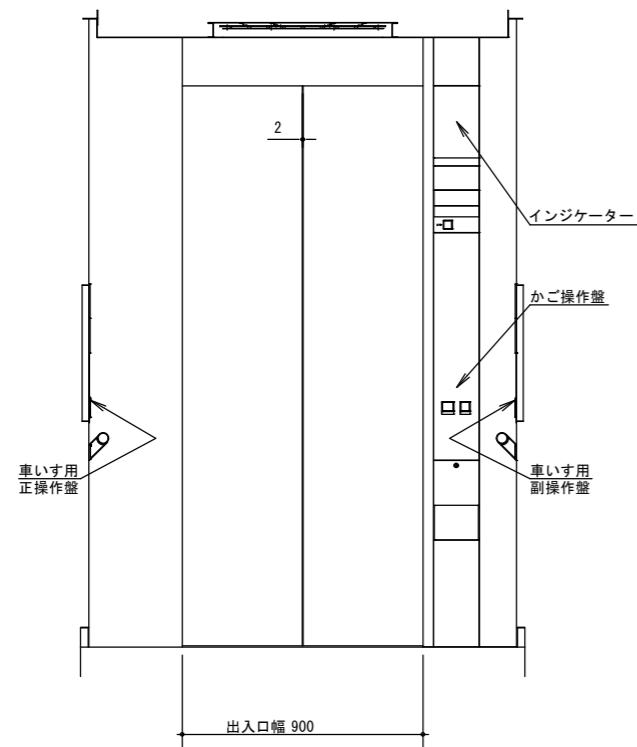
乗場正面図 S = 1 / 20
(2階)



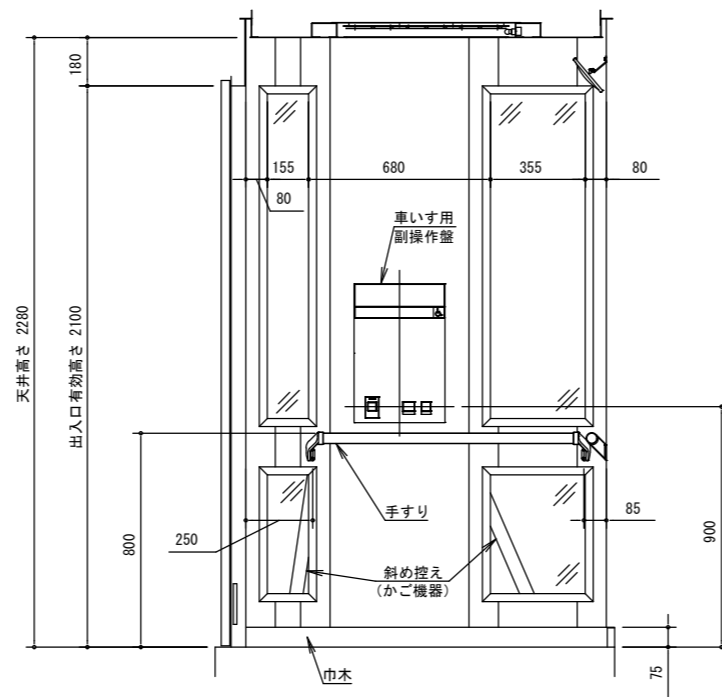
乗場ボタン・ホールランタン S = 1 / 10

意匠仕様	
三方枠	清掃の上、既設流用
戸 (特定防火設備)	取替: ステンレスバイブレーションエッチング仕上、かぎ穴有 エッチングパターン: 現場打合せの上で決定 ※全階 遮煙機能なし
乗場ボタン	取替: ストロークボタン フェースプレート: ステンレスバイブレーション仕上
ホールランタン	既設流用 ※光源はLEDに更新すること
敷居	清掃の上、既設流用

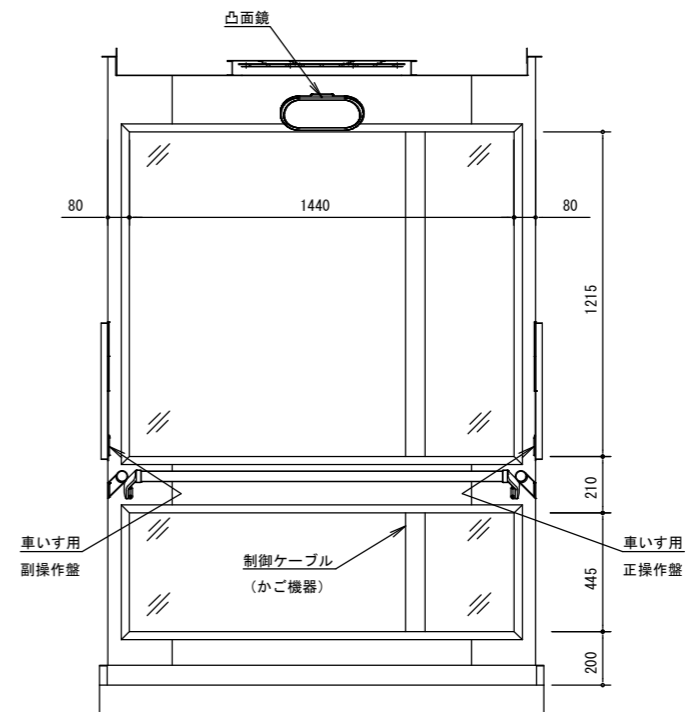
意匠仕様	
ポール	既設流用
乗場ボタン	新規取替 プレート: ステンレスバイブレーション仕上 3t ボタン枠: 透明 ボタン: ステンレスバイブレーション 文字白色 応答灯点灯箇所: マーク及びボタン 点字: 直打ち 身障者マーク: エッチング色入れ
ホールランタン	既設流用 ※光源LED化 (電球色)



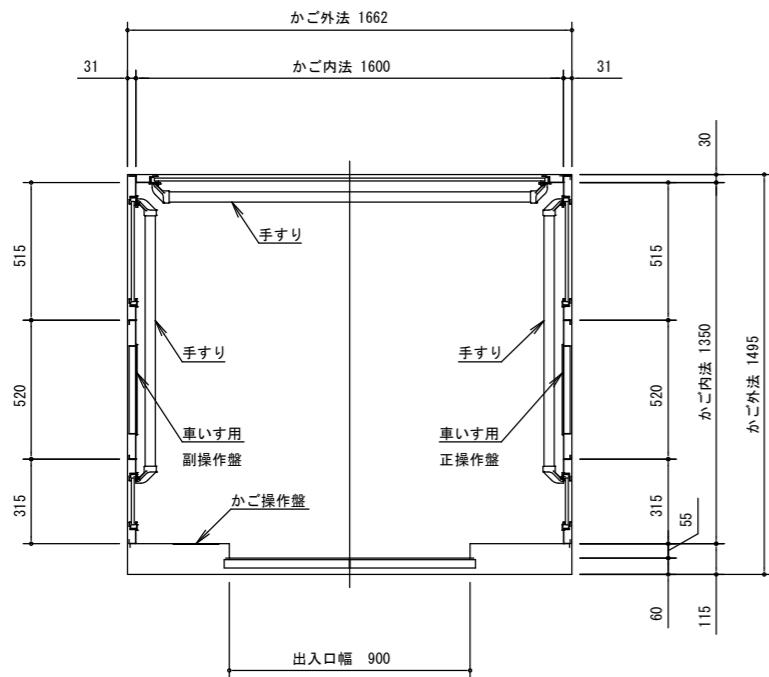
かご室正面図 S=1/20



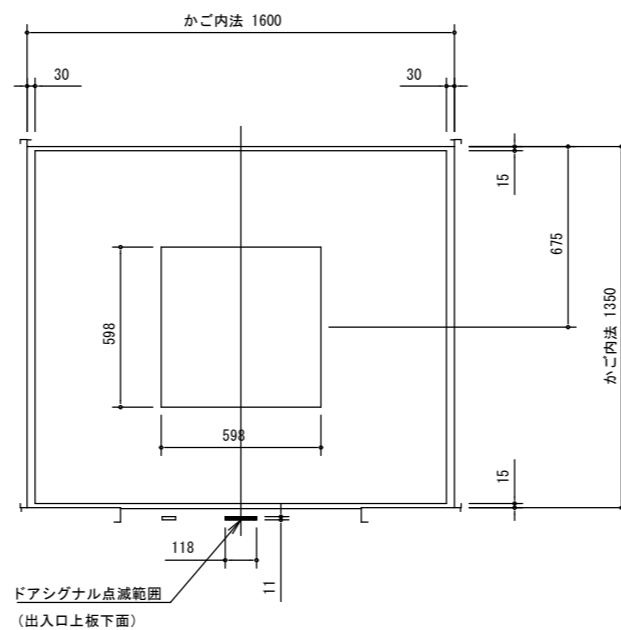
かご室側面図 S=1/20



かご室背面図 S=1/20

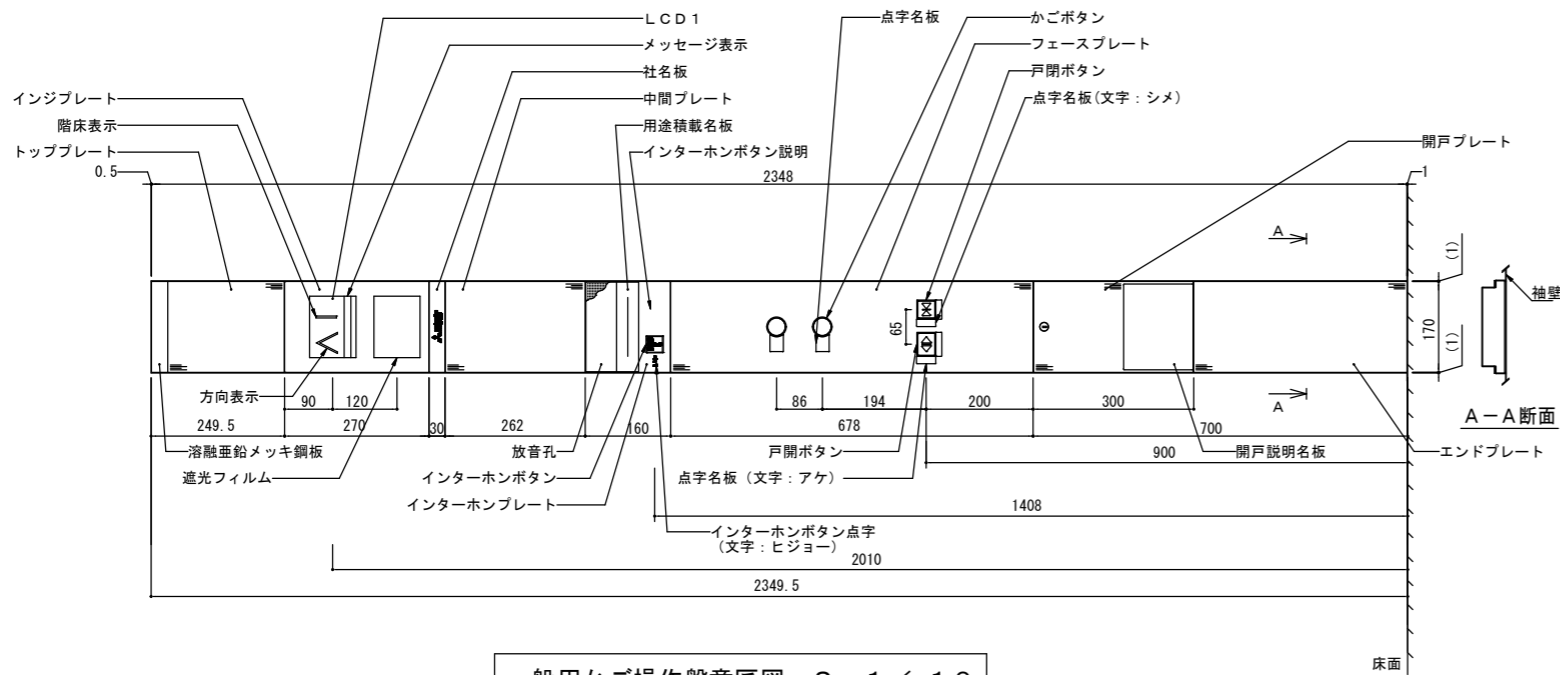


かご室平面図 S=1/20



天井伏図 S=1/20

意匠仕様	
天井	鋼板塗装仕上(標準色)
照明	乳白色樹脂照明板 LED照明(白色)
停電灯	6V 10W×1灯
換気装置	ラインフローファン
壁	SUSﾊﾞｲﾌﾟﾚｰｼﾞｮﾝ仕上・SUSﾊﾞﾗｲﾝ・化粧鋼板(標準色) 現場打合せにより決定
出入口上板	同上
戸	同上
袖壁・柱	同上
巾木	同上
床仕上部	ゴムタイル t=6
敷居	アルミ製
展望窓	窓 : 合わせガラス t8 (正面壁上段のみ t10) JIS R3205 窓枠 : アルミ着色アルマイト仕上 パフ無
凸面鏡	シャドーコート(飛散防止)付 枠 : 塩化ビニール(色 : グレー)
手すり	ステンレス製パイプ : ヘアライン仕上 (φ38) ブラケット : アルミダイカスト(銀色塗装)
ドアセンサ	光電センサ、ドアシグナル

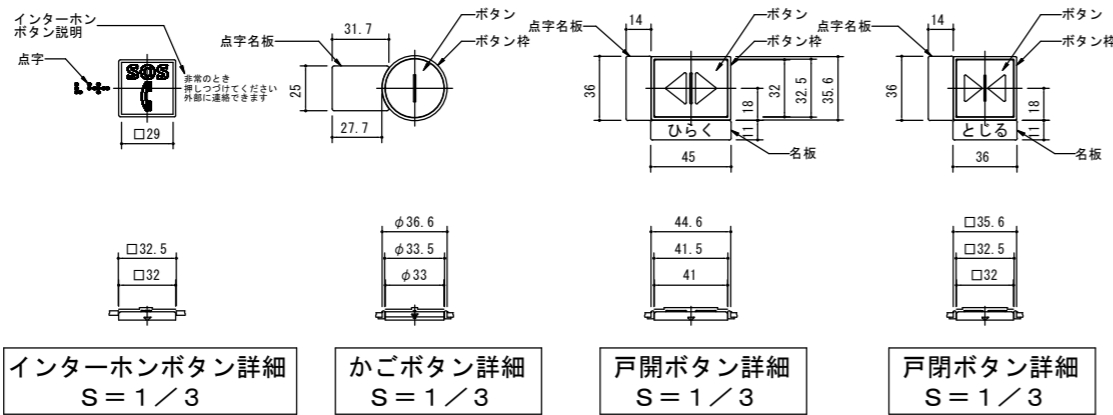


一般用かご操作盤意匠図 S = 1 / 10

用途 乗用
定員13名 積載 900kg
用途積載部分表示内容
S = 1 / 2



液晶インジ表示内容
S = 1 / 4



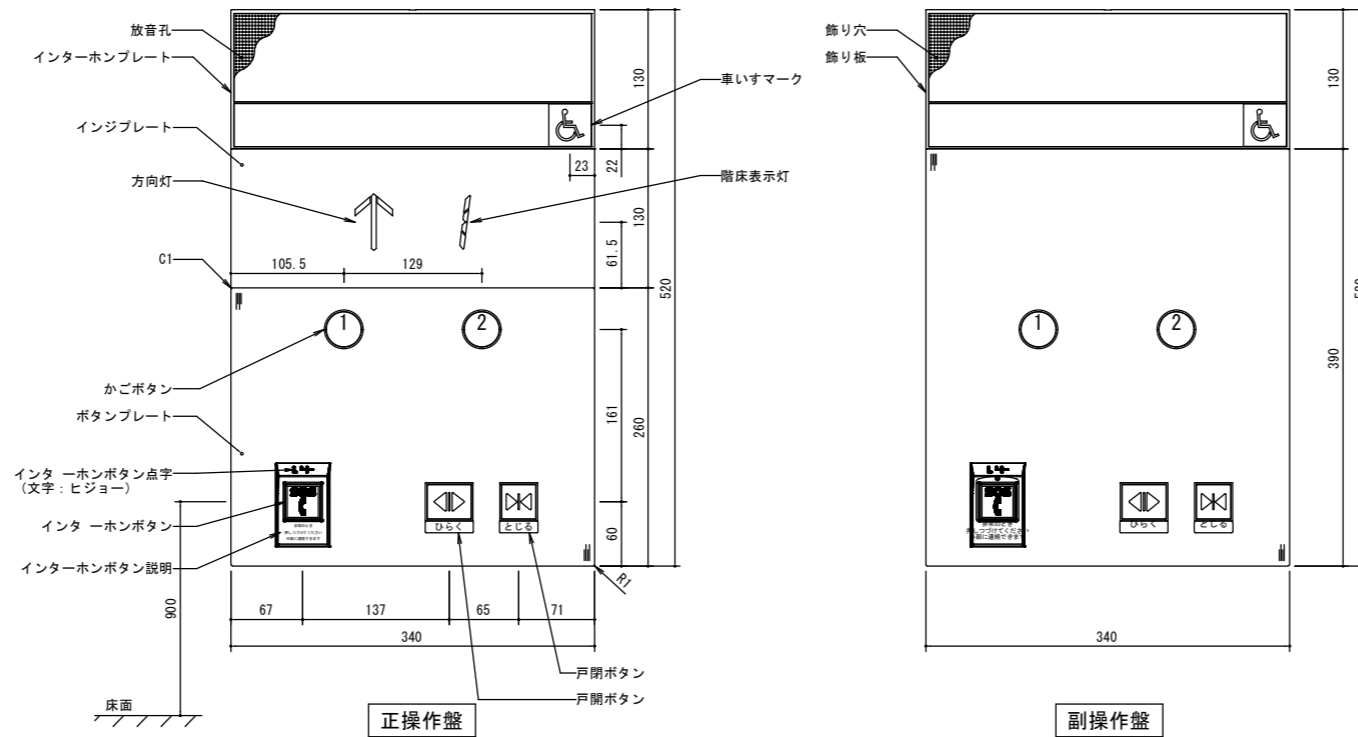
インターホンボタン詳細 S = 1 / 3

かごボタン詳細 S = 1 / 3

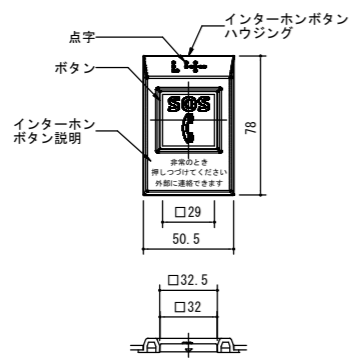
戸開ボタン詳細 S = 1 / 3

戸閉ボタン詳細 S = 1 / 3

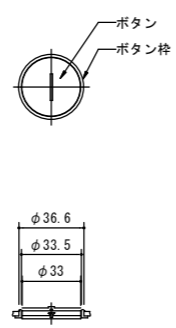
意匠仕様	
トッププレート	ステンレスヘアライン仕上
インジプレート	プラスチック (色: ダークグレー)
LCDインジ	LCD1 5.7インチ (方向表示・階床表示・メッセージ表示) 透光フィルム
社名板	プラスチック (色: ダークグレー)
中間プレート	ステンレスヘアライン仕上
インターホンプレート	プラスチック (色: ダークグレー)
放音孔	プラスチック (色: ダークグレー) パンチングシート
用途積載名板	プラスチック (色: ダークグレー)
インターホンボタン説明	文字: 白色
インターホンボタン	ボタン: プラスチック (色: 朱色) 外周・マーク・文字: 白色 文字: フラット マーク: 凸形状
フェイスプレート	ステンレスヘアライン仕上
戸開ボタン	ボタン: ステンレスパイプレーション マーク: 白色 ボタン枠: ライトグリーン非点 名板 (シール式) 文字: 白色 ベース: ライトグリーン マーク: 凸形状
戸閉ボタン	ボタン: ステンレスパイプレーション マーク: 白色 ボタン枠: ライトグレー非点 名板 (シール式) 文字: 白色 ベース: ステンレスメタリック色 マーク: 凸形
かごボタン (発音式ボタン)	ボタン: ステンレスパイプレーション 文字: 白 ボタン枠: 透明 (点灯色: ボタンと同一) 文字: 凸形
ボタン点灯	黄橙色
点字名板	色: SUS調シルバー 材質: プラスチック (表面マット仕上) 取付: 接着
開戸プレート	ステンレスヘアライン仕上
開戸説明名板	プラスチック (色: SUS調シルバー)
エンドプレート	ステンレスヘアライン仕上



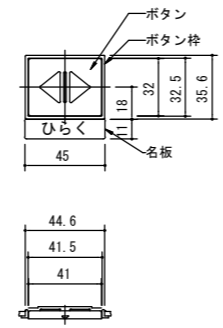
車いす用かご操作盤意匠図 S = 1 / 5



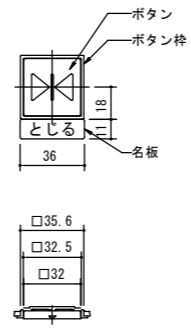
インターホンボタン詳細 S = 1 / 3



かごボタン詳細 S = 1 / 3



戸閉ボタン詳細 S = 1 / 3



戸閉ボタン詳細 S = 1 / 3

意匠仕様	
インジプレート	プラスチック (色: ダークグレー)
LEDインジ	LED
方向灯 (セグメント)	点灯色: オレンジ
階床灯 (セグメント)	
インターホンプレート、飾り板	プラスチック (色: ダークグレー) パンチングシート
放音孔、飾り穴	プラスチック (色: ダークグレー)
身障者シンボルマーク	名板 (マーク: 白色 その他: 青) プラスチック (□40シール式)
インターホンボタン	ボタン: プラスチック (色: 朱色) 外周・マーク・文字: 白色 文字: フラット マーク: 凸形状 ボタン枠: インターホンハウジング プラスチック (色: ダークグレー)
インターホンボタン説明	文字: 白色
戸閉ボタン	ボタン: ステンレスパイプレーション マーク: 白色 ボタン枠: ライトグリーン非点 名板 (シール式) 文字: 白色 ベース: ライトグリーン マーク: 凸形状
戸閉ボタ	ボタン: ステンレスパイプレーション マーク: 白色 ボタン枠: ライトグレー非点 名板 (シール式) 文字: 白色 ベース: ステンレスメタリック色 マーク: 凸形
かごボタ	ボタン: ステンレスパイプレーション 文字: 白色 ボタン枠: 透明 (点灯色: ボタンと同一) 文字: 凸形
ボタン点灯	黄橙色
ボタンプレート	ステンレスヘアライン仕上

			令和8年度										令和9年度										
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	
消防訓練施設等改修工事 (別途発注工事)	A塔改修工事	全体				契約						準備工事	足場組立	外壁調査・補修		足場撤去	検査等						
	◎施設管理者との協議事項 A塔屋内には施設管理者が継続的に使用する備品がある為、施工者は施設管理者と事前打合せの元、施工を止める時間帯を決める等の対応が必要となる。												屋上防水 (ライン引き)	準備	建具改修	現場検査 ※足場がないと屋上への昇降が難しい為							
	B塔改修工事	全体										準備工事	足場組立	外壁調査・補修		足場撤去	検査等						
	◎施設管理者との協議事項 A塔と同じ。													屋上防水 (ライン引き) (注意1)	準備	建具改修							
	C塔改修工事	外部										準備工事	足場組立	外壁調査・補修		サイン改修	足場撤去	2階屋上防水	検査等				
	◎施設管理者との協議事項 C塔屋外にあるホースリフター(消火ホース干し)は施設管理者が継続的に使用する為、施工者は施設管理者と事前打合せの元、施工を止める時間帯を決める等の対応が必要となる。													ウッドデッキ 3階屋上防水 (ライン引き) (注意1)	R階屋上防水								
水難救助訓練施設	内部												熱気供給システム撤去	配管孔 足場組立 補修	内壁、床、天井スラブ(躯体内面)調査・補修								
	◎施設管理者との協議事項 C塔屋外にあるホースリフター(消火ホース干し)は施設管理者が継続的に使用する為、施工者は施設管理者と事前打合せの元、施工を止める時間帯を決める等の対応が必要となる。													準備	建具改修 手摺新設 屋上へのリフト替その他 (躯体内面補修との兼合い)								
	全体											準備工事	足場組立	内・外壁調査・補修		外壁塗装	サイン改修	足場撤去	検査等				
車庫	全体											準備工事	仮設工事	足場	内装・鉄骨撤去	鉄骨工事	内装復旧	足場撤去	検査				
	◎施設管理者との協議事項 プール防水については、R9年3月末までにプールの部分使用を開始させること。													プール防水 (ライン引き)	準備	手摺改修 換気設備改修							
エレベーター (別途発注工事) 改修工事建築					調査・製作 契約	鉄骨製作					準備	仮設工事	足場	内装・鉄骨撤去	鉄骨工事	内装復旧	足場撤去	検査					
エレベーター (本工事) 改修工事					準備 契約				エレベーター製作期間 6.5ヶ月			準備		既存EV撤去		エレベーター設置		検査					
備考																							